

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和4年2月24日（木曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後4時13分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典 加藤 茂樹 足立 考史 魚崎 勇 上田 孝春 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	雲坂 衛		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 梶 和浩 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山内 健 地域福祉課指導監査室室長補佐 山形 孝史 次長兼長寿社会課長 奥村上雅浩 長寿社会課課長補佐 植田 修三 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 霜村 俊二 生活福祉課長 栢谷 承文 生活福祉課課長補佐 有田 博 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子 保険年金課課長補佐 田淵 康修		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 橋本 浩之 次長兼子ども家庭課長 山下 宣之 子ども家庭課課長補佐 入江 竜生 子ども家庭相談センター所長 田中 隆志 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 子ども発達支援センター所長 須崎ひとみ 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健所次長兼保健医療課長 大塚 月子 保健医療課参事 橋本 涉 保健医療課参事 稲田すなお 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健医療課課長補佐 濱田 寿之 保健医療課参事兼心の健康支援室長 雁長 悦子 保健所次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 山根 一城 生活安全課課長補佐 岡部 孝志		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 経営改革室長 波多野 哲 事務局総務課長 松田 真治 事務局医事課長 網谷 憲治		
傍 聴 者	2人		

会議に付した事件	別紙のとおり
----------	--------

午前9時59分 開会

【市立病院】

◆**棕田昇一委員長** おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、市立病院先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて先議分以外の議案説明、続いて令和4年度の当初予算の説明、その後に福祉部、健康こども部という流れとしております。

令和4年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

では、まず初めに平野病院事業管理者に御挨拶をいただきます。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** 皆さんおはようございます。ちょっと雪かきで全身がたがたになって、ちょっと体が痛いんですがよろしくお願いたします。まず、市立病院の先議分ということで議案第39号鳥取市病院事業会計補正予算ということで、一応2月補正予算を上げさせていただいております。一応これが最終的に決算に近い数字になるんだろうということで、一応見込みとしては3億5,000万程度の黒字で決算を迎えることになりはしないかなという具合な状況です。それから先議分以外ということで、議案第53号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正というんで、以前お話ししました頭皮冷却装置、抗がん剤を使用した場合に副作用として脱毛とかが起こる、それを抑える装置なんです、それを使用する金額設定及び産科医療補償制度が一部改正になりましたので、その一部改正をこのたび上げさせていただいております。その後、議案第22号ということで、令和4年度鳥取市病院事業当初予算の説明をさせていただきたいという具合に思いますのでよろしくお願いたします。説明、詳細については総務課長のほうより説明させていただきます。

議案第39号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算（第3号）（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは先議分の審査に入ります。議案第39号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算の御説明をお願いします。松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。総務課長松田でございます。お手元の資料の右肩に福祉保健委員会資料、令和4年2月24日と記しておる資料を御覧いただきたいと思います。資料5ページ、ページが打ってある5ページでございます。2月補正予算の収支一覧表を載せております。これに基づいて説明をさせていただきます。

まず、5ページは収益的収支の部分ですけども、まず収入でございます。上段の表になります。左から2番目の目のところを、主なものを説明させていただきたいと思いますが、まず、医業収益のうち1番の入院収益でございます。これについては12月補正予算額として49億

8,244万9,000円ということで、補正額としては3億2,203万6,000円の減を見込んでおります。内訳につきましては次のページに収入ということで入院・外来の表をつけておりますが、1日当たりの患者数が当初予算の見込みより20人ぐらい少ないということと、あと、診療単価につきましては若干上乘せがあったというところの、精査したところの差額でございます。

それから戻っていただいて5ページの外来収益でございますが、2年度決算見込額としては補正後の予算額ですね、15億4,050万5,000円ということで1億1,663万1,000円の増と増収を見込んでおります。同様に次のページの表で平均の1日当たりの患者数と診療単価を上げておりますが、診療単価がかなり予算よりも高かったということが増額の要因でございます。

それから下に下りていただいて2番の医業外収益のうち目3番の補助金でございますけれども、2月補正予算補正額が10億6,462万1,000円ということで、これは当初計上していなかった新型コロナウイルスの空床補償の補助金でございます。こちらを増収ということで、決算見込みで上げさせていただいております。それで、主なものはこのようなものでございまして、あとは事業精査によるものでございます。

収入としましては補正額としては8億6,589万3,000円ということで、補正後は87億8,258万2,000円ということで計上いたしております。

それから下の段の支出でございますけれども、支出につきましては主なものとして医業費用のうち給与費1番、目の1番でございますけれども、こちらが2億3,389万5,000円の減ということになっております。こちらについては、給与費については当初予算でかなり医師が確保できていいような予算を組んでおりまして、かなり余裕のある人件費を持っておったということもありますし、薬剤師でありますとか、それから検査技師でありますとか、退職等あった部分とか、看護師が育児休暇に入るというようなことで育児休暇が延長して無給になった職員等、いろいろ精査をいたしました関係で、合計としまして補正後は45億5,010万3,000円という金額を計上しております。令和2年度の決算からしますと1億強の増額という予算でございます。

それから次の2番の材料費ですけれども、補正額としては1億3,729万4,000円を計上しております。こちらの額につきましては薬剤費、特に抗がん剤であるとか、血友病の薬剤であるとか、かなり高額な薬剤が出ておりまして、診療単価の増の要因でもありますけれども、収入が増える代わりに支出も増えておるということで、これが1億5,300万程度、薬剤のほうが増えております。それを反映して、材料費は若干減となっておりますので、増額としてはこのような数字になっております。

それからその下、3番経費の2段目に管理運営費とございまして560万3,000円の増額補正をしておりますが、こちらについては、今年度かなり機器が傷みまして修繕をずっとやっていたところですが、予算がもう完全にかつかつになっておりまして年度末、あと1か月ありますけど、それまでに急を要する修理が発生したときのために予算を少し確保しておきたいというのがありまして、それを2,000万程度増額しておりますので、あと、ほかの部分も精査した形で560万の増という形になっております。

それからその2つ下の医療事務費ですけれども、1,072万2,000円の増額補正を上げておりま

すけど、これは院内のPCR検査ですね、手術前の患者さんを全例、PCR検査をしておったりというのを、これを外注で、院内の試薬を温存するために外注で出しております。そういった関係で経費がかかっておりまして、その分の増額でございます。大体、今で言いますと月に100万ぐらいの外注検査を出しておりますので、その額を計上させていただいております。

それから6番の研究研修費ですけど、883万2,000円の減額補正ですけども、こちらは主には旅費の減です。資格取得のための研修に参加したり、かなり長期の宿泊を要する研修とかもありますし、医師が学会に出たりっていうのがもう完全にコロナで中止になったりしておりますし、今、リモートが進んでおるといようなことで旅費を精査して減額としております。

主なものはこういうものでございまして、補正としましては支出の合計が9,475万3,000円の減ということで補正後の総額は83億9,105万7,000円ということでございます。

経常収支については下から2段目、経常損益が3億5,223万1,000円の黒字ということを見込んでおります。事業を精査した上でコロナ関係を全く度外視して収支をスリム化した形で大体5億7,000万程度の赤字ということになるというふうに見込んでおりますので、去年が7億4,000万の赤字でしたので収支のほうには改善が図られておるといことで考えております。

それから7ページをお開きいただければと思います。資本的収支の部分の予算でございますけども、上の段が収入、支出ということで、支出のほうから説明させていただきますが、支出のほうで減額となっておりますのが建設改良費の建物新築及び改良費というところで2,572万4,000円の減ということになっております。こちら機器の購入でありますとか、今年やりました屋上屋根の改修工事の入札残によるものでございます。こちらが減額になっておりますので、これに伴いまして、収入のほうですけど、企業債のほう、これに対する借入れ部分が精算で減額となっております。こちらが企業債のところですけど、2,560万円の減という形になります。それで、収支差引き不足額については3億6,549万4,000円の赤ということで、このマイナス部分については留保資金のほうで補填という形を取らせていただきます。

あと、資料としましては次のページに補助金等の内訳、詳細なものをつけております。これは御確認いただければと思います。補正予算の説明以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** よろしく申し上げます。人件費がね、かなり2億3,000万の減ということで実質的には昨年度比で1億2,000万だということだけでも、その内訳を教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。これ予算上の内訳でございます。実数とはかなり。

◆**金田靖典委員** ええと。

◆**棕田昇一委員長** ちょっと待ってください。

◆**金田靖典委員** ごめんなさい。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい、じゃあ、金田委員どうぞ。

◆**金田靖典委員** もう一編、ごめんなさい。給与費ですから要するに職員が、ドクターが何人、それから薬剤師が何人という減によるものだっていう、人数を教えてください結構です。

◆**棕田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。看護師等の育児休暇の短期のものも含めて丸めた部分もあります。何人役というような形で御説明させていただきますけども、医師については5名分でございます。それから看護師については15名分、それから技術職員については4名です。薬剤師3名と検査技師が1名という形です。それからその他として調理員が1名、看護補助者が3名ということで合計しますと35名になりますかね。はい。という形になります。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。先生が5名っていうのがかなりね、この間、令和元年度が17名の退職に11名の補充だとか、それから令和2年度が12名の退職に、でも16名の採用とかっていう形で、先生ね、かなり頑張っておられたのが、ここに来て5名というのはかなり大きな、今後の経営再建には響いてくるんだろうなということでは、努力はされてはおられるんでしょうけども、一つ今後の大きな課題になるのかなというふうに思うのと、それから看護師の3がね、そうでなくてもあちこち足りない中で、これも16名が14名、令和元年と2年と比べても。それを12名、13名で、何とかね、退職に見合うような数だけは補充して、この間来られたところにね、15名でしたか、今、言われたの。かなりここの補充は何か対応というか、対策というか、考えておられますかね、今年度。

◆**棕田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。令和2年度に、ICU病棟と2東病棟とを統合しまして、若干看護師を集約するという形で令和3年度の採用を少し抑えた部分があります。それで令和4年度についてはその辺りも、もう縮小する必要はございませんので、退職者の補充ということで13名の新卒の看護師を採用内定しておりますので、そういった形で、退職補充という形では補充をしたいというふうな方針でやっております。ただ、今このコロナ禍で、少し病欠で休まれたりとか、それから育児休暇とか、そういったこともあったり、今年度については結婚で退職されるとかそういったものも若干多めに出ておりますので、その辺りについては会計年度任用職員とか、そういったところで募集はかけておりますけども、なかなか満たされていないというのが現状ですので、その次の採用については、またさらに検討が必要だなというふうに考えております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。今このコロナ禍で、第6波の中でまた大変なことになってね、この前も一般質問で、保健所のほうも保健師さんがね、過労死ラインが20名、30名っていうような数になると。だけど、応援ができるのは事務ぐらいでね、なかなか実質的には専門職の確保もできてないというのが実態なんだなと思って聞いたんですけども、そういう面では看護師さんも同じで、ライセンス持てばね、すぐできるという仕事じゃないですから、やっぱり何年かかけてやっとなつと育つという職場ですんでね、そういう面ではしっかりとそこら辺の確保も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の方ございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** はい。足立です。引き続きその職員についてですが、今、人数のほう言われま

したが、医師の診療科の内容を教えてください、5名の。

◆**棕田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。ちょっと当初予算のほうの資料のほうに医師の推移をつけておりますので、お手元のその資料の最後から3枚目の資料ですね、常勤医師の医師数の推移というところを見ていただければと思います。実数としては令和3年4月のところから令和4年3月のところを比べていただくこととなりますけど、実数として見ていただくとすれば、この内科ですね、内科が1名減になっています。それからずっと行っていただいて、皮膚科が1名の減となっております。それから最後、初期研修医ですね、こちらは変わらないですね。歯科が1名の減だ。これが実質的には3名の減ということで、予算上は2年度末で欠員となった医師が補填できるように予算を取っておりますので、予算上は5名の減となっておりますけど、実数としては3名ということでございます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** 引き続きですが、コメディカル、薬剤師、検査技師4名ということで、この4名は定年退職なのか、中途退職なのか教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** 中途退職でございます。薬剤師は2名が欠員になったものを採用で募集をかけて、面接までは行ったんですけど、辞退ということですので2名については中途ですけど、年度末の退職で、残り2名については年度中途の退職でございます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** 続きましてその看護師ですね、採用13名ということですが、辞められる方の、同じように定年と中途退職と、分かれば教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。来年度の採用が13名ですので、今年度末での定年退職が2名でございまして、2名とも再任用として4月から勤務していただく予定です。欠員の見込みとしては10名中途退職があるだろうということで、例年の推移を見まして10名の募集をかけて、それで採用は、実際は13名を採用したという経過でございます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** 今お聞きしましたように、定年退職でない方が数おられるというこの状況をどのように判断されてるのかお聞かせください。

◆**棕田昇一委員長** 松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。実際の人数等少し精査、数字は、今、持っておりませんが、結婚とかそういったことで退職されて県外に出られるという方が若干おられるのと、あとにつきましては転職ですね、病院を替わるということとか、あと、疲弊して辞めていく職員というのも若干はあります。特にこの時期かなり一般病床満床になっている状況もあって、かなり夜勤体制とかもだんだん年度末に従って職員も減ってきた関係もあって、病休で休んでそのまま退職と至るケースもありますので、そういったところのケアについては専門職の衛生管理室のほうでケアはしておりますけど、そういった部分も若干ございます。はい。なので、そう

いった部分での退職はできるだけ防いでいきたいというふうに考えております。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** はい。補正なので、今言ったような状況を次に生かしてもらいたいんですけど、その疲弊だとかそういう要素を早めに対処して、できるだけそういう中途退職で現場が混乱しないようなことってというのは望むところですが、こういう反省点をもって次に生かしてもらいたいということを意見として言わせてもらって、質問を終わります。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほか委員の方で質疑ございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。以前からコロナのほうの関係ですけどね、入院病床の確保ということで昨年も8億だか9億だかあったですし、今年も10億ということ、10億7,000万ですか。これはどうですか、補助金としてちょっと具体的に。ただ補助で、病床確保で何回か全部確保されて、後は、支払いはいろいろ出てくると思うんです。食費や何ぞかんぞ、それは個人負担はないということです。これは支出のほうで賄う、当然のこのように。そういうふうも出てくるわけですかね。それで、中身は大体、極端に言えば、数多く受け入れればね、それだけ経費かかると言われています。少なくとも5回とか、何回か知りませんが、そんなんで1棟分ね、その辺の確保をすれば少ないだけそりゃ経費がかからないというのがあるでしょうし、その辺の内訳ってというのは分かりますかね。

◆**棕田昇一委員長** 小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長の小林です。補正の中で10億6,400万という補正額なんですけど、このうち10億5,000万ぐらいは空床補償金ということで、ベッドを確保する、あるいはそのベッドを確保するために周辺のベッドを空けておこなきゃいけないというのに対して1日7万1,000円もらえるというものの累積なんですけど、これについては特に経費が発生しないので、そのまま収入として残る。この理由は、本来であればそこに患者を入れて、診療報酬がもらえるところがもらえなくなる代替措置としての手当てです。これは収入もらって放しで、出ていくほうはないというような形になります。それ以外の差額についてはいろいろな支出を伴うものの経費をもらっていますので、残りについては実際にもらったお金はほぼ出ていくということになりますけども、その1床当たり7万1,000円の空床補償はほぼ丸々残っていくということになります。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。そのほかございますか。よろしいですか。はい。では以上で質疑を終了します。

討論はございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第39号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について（説明）

◆**棕田昇一委員長** それでは、続いて先議分以外に入ります。議案第53号鳥取市立病院使用料及

び手数料条例の一部改正についての説明をお願いします。松田課長。

○松田真治事務局総務課長 はい。引き続き総務課松田でございます。資料としましては別の資料になりますが、鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正と表題をつけておる資料、お手元でございますでしょうか。よろしいですか。はい。では、これに基づいて説明をさせていただきます。管理者、冒頭に御挨拶で触れましたが、新たな機器の購入ということと、産科医療補償制度の改正ということでの条例改正を行うものでございます。

まず、1点目の頭皮冷却装置の使用料ということですが、新たに機器を導入して新たなサービスを開始しますので、これに基づく料金を設定するものです。補正予算のときに御説明しましたが、抗がん剤治療で頭部頭皮がダメージを受けるっていうものを防止する装置でございますが、新たに設定する使用料としましては、真ん中辺りに表がございませぬけども、装置使用料として頭皮冷却装置の使用料が1回当たり1万3,200円、1万2,000円の税込みで1万3,200円ということでございます。それから頭皮冷却用キャップのこれは消耗品代になりますけども、1回当たりのこの消耗品の使用料です、こちらが1回当たり1万4,300円で、これは1万3,000円の税込みという形でございます。

使用料のこの設定の考え方ですけども、購入費用315万7,000円と保守費用15万7,000円で、耐用年数6年と見て1回当たり施術にかかる料金を設定しておりますけども、まず、頭皮冷却装置の使用料、こちらの①が1万3,200円の根拠になります。いろんな他の施設の料金も比較検討はさせていただいたんですけども、大体相場的には1万1,000円～3万3,000円までこの機器の使用料が幅広くありまして、その中で当院としては利用見込みに基づいて1万2,000円程度で設定をさせていただいております。それから②の頭皮冷却キャップについては、このキャップというのが下に写真がありますけど、こういう冷却装置に必要な、こういった冷やす消耗品になりますけど、これが大体購入すれば9万円かかります。大体よそのものを見ますと、もう手数料として9万円と上げていて、買取り前提で料金が設定されておまして、1回当たり例えば1万円の機器使用料と消耗品代9万円で、1回使おうが、何回使おうが10万円以上かかりますよという料金設定がしてあります。抗がん剤の化学療法の治療、大体4回が1セットで治療するんですけど、このキャップが12回まで使用可能ということになりますので、4回しか使わない方は9万円のキャップを買い取るとかなり損をするといえますか、使用の範囲が僅かになってしまうということもありまして、当院が買い取ったキャップをレンタルというような形で1回当たり幾らで使っていただくということの料金設定をしたものでございます、このキャップ代というのがです。それで、基本的には購入希望の方も自前のものがないわという方は買っていただければいいんですけども、4回しか使わないから安い料金にしてほしいというような要望に応えるために、キャップ代、レンタル料と言ってもいいんかもしれませんが、これを1回当たり1万3,000円に設定させていただいております。

それで、これキャップを買い取った場合4回使用しますと、買取りの場合は、すみません。この料金でいきますと、4回で11万の料金になります。9万のキャップを買い取った場合は14万2,800円という形になりますので、4回まで治療される方はお得な料金設定になっております。これを8回、もし使った場合は、買取りの場合は19万5,600円で、うちのリースを使い

ますと22万かかりますので、8回以上される方は買い取ったほうがお得ですよというような料金設定になりますので、この料金自体は少ない回数で治療を終える方用ということで考えていただければいいかと思えます。そういった考え方で料金を決めさせていただいたものでございます。はい。

続きまして裏面になりますけれども、産科医療補償制度の改正に伴う分べん料の改正ということで、当院、産科が休止になるということで1月から分娩のほうは、受入れはしていないんですけど、ゼロという形になっております。実は産科医療補償制度は1月に保険料金が改正になっておりまして、産後の、要は後遺症ですね、こちらに対する補償のための保険料になるわけですけど、これが1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたという改正が行われておりますけど、当院の場合これが手数料に出てくるのが、多胎分べんの場合の分べん料が一応基本料金の半額でなることになっておりますけど、これに産科補償制度の保険料の半額相当分を加算することになっております。これを4月、産科は休止になりますけど、料金を変えておくという手続を取らせていただきたいということで、実質1月に変えておくべきものですが、実質分娩がないということで、4月に併せて改定を行っております。

それから(2)のほう妊娠22週未満の方の場合は分べん料から産科補償の保険料を控除する形で料金を取らせていただいております。分べん料、この保険料が下がることによって、分べん料自体、徴収する金額は上がることとなります。定額部分から保険料部分を引くという形になりますので、この改正を行うと不利益といえますか、若干分べん料が上がるということで、流産とか、例えば中絶を行った場合とか、そういったものにも対象になってきますので、こちらについては、中絶は婦人科領域で、婦人科のほうで対応することになりますので、料金が対応になります。ということで、上がるほうの料金は4月からにしようということで、これに併せて上の分べん料も4月改定ということでさせていただいておりますので、若干、間、3か月空きましたけども、料金が上がるほうをちょっと遅らせた、それに合わせさせていただいたということで4月1日施行ということでこの改正を行いたいというふうに考えております。はい。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。はい。

それでは福祉保健委員会を一旦終了して、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前10時37分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前10時57分 再開

【福祉部】

◆**椋田昇一委員長** では、ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。

本日の日程でございますが、まず先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、先議以外の議案の説明、陳情審査、その他の報告、続いて令和4年度当初予算の説明という流れとしております。

令和4年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

では、初めに竹間福祉部長に御挨拶をいただきます。竹間部長。

○竹間恭子福祉部長 はい。おはようございます。福祉部の竹間です。今日の委員会の概要説明の前に少し時間をいただきまして、先週の2月17日に職員の処分についてということで資料提供をさせていただいておりますが、そのことについてお詫びを申し上げたいと思います。令和2年度～令和3年度にかけて、生活保護費、この支給額に影響する受給者の状況変更を把握しながら支給停止等の必要な事務手続を行っていなかったために、生活保護の受給者の方に返還額を発生させてしまいました。このことにおいて懲戒処分を職員が1名受けております。大変申し訳ございませんでした。この案件につきましては、事案としては23件、返還額のほうは約143万円となっております。これはそれぞれ受給者の方に説明させていただいて、皆さんから御理解を得て分納で返還をされる方以外、143万円のうち、134万7,000円はもう既に返還をいただいております、あと残りも分納で納めていただくという約束をさせていただいております。今後は査察指導機能と、あと管理職員による業務の進行チェック機能を徹底・強化しまして、こういうことが二度と起こらないようにしたいと思っておりますし、ケース検討会等開催しておりますが、そのケースワーカーの資質の向上、こちらのほうもより強化していきたいと考えております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

では、本日の概要説明、入らせていただきます。座って説明させていただきます。

◆椋田昇一委員長 はい。

○竹間恭子福祉部長 本日の委員会で御審議いただきますのは、先議分の補正予算5件と先議分以外の条例1件、その他の報告1件でございます。まず、補正予算ですが、議案第23号一般会計、それから議案第26号国民健康保険費特別会計、議案第23号高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計、議案第30号介護保険費特別会計、議案第34号後期高齢者医療費特別会計となっております。次に条例案件ですが、議案第47号は国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備を規定するとともに、国民健康保険料の減免に係る申請期限日を改めるものです。その他の報告としまして、鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについてを御報告させていただきます。詳細につきましては、各担当課長が説明いたしますので御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第15号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆椋田昇一委員長 はい、それでは議事に入ります。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いします。梶次長。

○梶 和浩次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課の梶と申します。よろしく申し上げます。福祉部は説明につきましては、この2月補正予算所属別事業一覧というものがお手元に届いて

おると思いますので、こちらのほうで主なものを説明させていただきたいと思います。全体的に事業実績見込みによる増減でありますとか、財源の振替等、調整が主なものとなっておりますが、まず15ページをお開きください。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか、委員の皆さん。大丈夫ですね。はい、じゃ、お願いします。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。15ページ一番下段ですが、134番、地域福祉計画策定事業費でございます。この地域福祉計画、今年度策定中ですが、冊子印刷につきまして冊子500部、概要版4,500部印刷予定でございました。印刷経費が高騰しておりまして27万4,000円の増額補正をさせていただこうというものでございます。

続きまして次のページ、16ページでございます。少し飛びまして138番、地域福祉相談センター事業費でございます。これも21万7,000円の増額させていただこうというものでございますが、これ元年度実績に基づきまして予算計上させていただいておりましたが、元年度1年間で536件の相談でございましたが、今年度は1月末現在で既に544件ということで、計上しておりました年度の件数を超過しているということで、今後も増えていくということが見込まれますので、委託費のほう21万7,000円を計上させていただこうというものでございます。地域福祉課は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。続きまして長寿社会課所管分の補正予算の概要を説明させていただきます。資料のほうは同じページでございます。16ページ下のほうの段になります。141番、高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費、149万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用者数、元年度から比べまして令和2年度、3年度と減少しておりましたが、今年度につきましてはコロナの第5波が一度収まりました10月～12月辺り、この辺りで高齢者バスの利用が増えました。それで、令和2年度の実績でいいますと222件の利用があったものが、令和3年12月末時点でそれを上回る264件の利用というような状況がございまして、決算見込みに合わせました増額補正を計上させていただいたものでございます。

それから同じく16ページの一番下でございます。144番、地域医療介護総合確保事業補助金、3億1,726万2,000円の減額でございます。こちらは当初予算、それから6月補正予算、また、12月補正予算と御説明をさせていただいてきたところでございます。鳥取県の地域医療介護総合確保基金10分の10の事業でございました。当初予算は第7期計画の整備残ということで計上させていただき、6月補正で第8期計画の整備計画全ての計画の分を計上させていただきましたが、今年度公募等で確定したもの以外をこのたび減額をし、整備残は令和4年度当初予算に計上するというような形で鳥取県の予算と呼応しているものでございます。

それからおはぐりいただきまして17ページでございます。146番、老人憩いの家管理運営費、26万7,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、松並町老人憩いの家の全館型のエアコンが故障いたしまして暖房が出ないという状況がございました。既決予算を流用して修繕対応したものをこのたびの補正予算で計上させていただいたというものでございます。

それから真ん中辺りになります。150番、公共交通機関利用助成事業、641万9,000円の減額

でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が当初の見込みの半分ぐらい、136件の予算を計上しておりましたが、決算といたしましては60件程度になる見込みでございます。

それからその下の段151番、生活管理指導短期宿泊事業費、45万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては基本的な生活習慣が不十分な高齢者、これを養護老人ホームに入所をさせ、生活指導を行って体調の回復を図るというような事業でございました。これも今年度実績が昨年度に比ばまして大幅に増えているような状況でございます。令和2年度の実績は2名でございましたが、令和3年度は10名の見込みで推移をしておるものでございます。それに伴う増額の補正でございます。

それからその下の段152番、軽費老人ホーム運営補助金でございます。533万円の増額でございますが、これにつきましては各施設の事業実績による見込みの増ということで、あと、もう1点、職員の処遇改善分の増額というものがございまして533万円の増額補正を計上させていただいております。

おはぐりいただきまして18ページでございます。155番、ファミリーサポートセンター運営事業費でございます。これにつきましては、社会福祉協議会に運営委託をしておるものですが、人件費の増額分30万5,000円を増額計上させていただいているものでございます。ちなみに令和2年度の実績は1,281万1,000円ということで、本年度当初が少し絞り込んだ査定をしておりますけれども、若干決算に不足が生じてるというような状況になってるものでございます。

その下の段、156番でございます。高齢者虐待保護事業費、278万1,000円の増額でございます。こちらは家族等からの虐待で分離が必要な場合、あるいは認知症等により自らサービスの利用が困難な高齢者を保護しているものですが、今年度につきましては昨年度の決算等から当初見込みで7人の見込みの予算を計上しておりましたが、決算見込みとして11人というような状況に対象者数が増えるものからの増額補正でございます。

長寿社会課以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。障がい福祉課所管の補正予算について御説明申し上げます。事業一覧のほうを御説明申し上げる前に、1つだけ歳入について御説明をさせていただけたらと存じます。資料は特にないのですが、補正予算書のほうの48ページ、49ページのところを御覧いただけませんか。申し訳ありません。48、49ページでございます。はい、では御説明申し上げます。寄附金でございます。款項寄附金、目民生費寄附金、節が社会福祉費寄附金、福祉費寄附金でございます。補正額としましては200万円でございますが、これにつきましては市内にお住まいの個人の方より、障がい福祉に使ってほしいということで申出のございました寄附金でありまして、昨年11月に200万円の受入れをしてございます。この使途につきましては、令和4年度の当初予算におきまして災害時用のオストメイトトイレでありますとか、点字プリンター、車椅子などの購入費、そういったものです。障がい者の福祉の向上に活用させていただきたいというふうに考えております。はい、歳入については以上でございます。また、事業一覧のほうにお戻りをお願いできませんでし

ようか。

18 ページになります。よろしいでしょうか。はい。162 番でございます。国県支出金返還金（特別障害者手当分）ということで、補正額としましては 85 万円の増額をお願いするものでございます。これは令和 2 年度分の特別障害者手当等給付費国庫負担金の事業の精算による返還金、これが大体 25 万 4,000 円、これとあともう 1 つ、経過的福祉手当の過誤支給が判明したものの 1 件につきまして、平成 28 年～令和 2 年度の間国から受領した国庫負担金相当額の返還金、これは 59 万 5,000 円でございますが、これについて増額補正をお願いするものでございます。このうち、経過的福祉手当の過誤支給につきましては、この手当は障害基礎年金を受給できない方を対象とした手当でありますところ、1 名の方について障害年金を受給し始めたものの御本人も手続きが必要なことを知らず、また、非課税所得であるため市の所得調査でもこのことを把握できなかったため、そのまま手当を受給していたということが判明したものでございます。平成 28 年 11 月以後に支給した手当相当額が返還対象となっております、これを本人から返還を求めるとともに、財源としておりました国庫負担金を国に返還する必要が生じたものでございます。はい。

続きまして 19 ページ 173 番をお願いします。療養介護医療費でございます。補正額は 516 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。これは進行性筋萎縮症、例えば手足の筋肉の萎縮や筋力の低下を起こす神経疾患で筋ジストロフィー、ALS などがございますけども、こういったことに罹患しまして医療と常時介護を必要とする身体障がい者の方に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護などを行う際の、そのうちの医療に関する部分を医療機関に支払うものでございます。これは利用実績の増加に伴って増額補正を行うものでございます。なお、医療以外の部分につきましては障がい福祉サービス費として支払うこととなっております。財源は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 でございます。

続きましておはぐりいただきまして 20 ページのほう、お願いいたします。176 番のところでございます。障がい者成年後見制度利用支援事業費でございます。補正額としましては 436 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。これは知的障がいや精神障がいで判断能力が十分でない方に対し、成年後見制度の利用を支援するものでございます。成年後見制度の利用が必要にも関わらず親族がない場合や支援が見込めない場合などに市長による申立てを行っておりますが、そのほか、被後見人の方などが生活保護受給であるなど資力がない場合には後見人等の報酬を助成しております。この制度利用数の増加に伴いまして増額補正を行うものでございまして、当初 30 件を見込んでおりましたところが決算見込みとしては 49 件っていうことで大きく増えておりまして増額をお願いするものでございます。財源としましては国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の事業でございます。

続きまして同じページの 183 番のところでございます。国民健康保険団体連合会負担金等ということで 1 億 6,939 万円の増額をお願いするものでございます。これは障害者総合支援法に係る障害福祉サービス費でございますが、これについては電子請求システムによりまして鳥取県国民保健団体連合会経由で負担金としてお支払いをしているものでございます。居宅介護などの介護給付費、自立訓練などの訓練等給付費など障がい福祉サービスの利用の増加、特に増

えておりますのが生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助などがございますけれども、そういったことの実績の増に伴いまして増額補正をお願いするものでございます。財源としましては国2分の1、県4分の1となっております。

続きまして同じページの184番です。社会福祉施設等施設整備事業費でございまして、これにつきましては6,298万5,000円の減額をお願いするものでございます。これは令和3年度社会福祉施設等施設整備事業につきまして、当初事業所のほうから実施要望のありました6事業所分で予算要求を行ってありましたところ、国庫補助協議の結果によりまして鳥取市社会福祉審議会のほうで優先順位を御審議いただき、順位を1位としていた1事業所分、これはグループホームとショートステイを行う施設でございますが、これのみの採択となりましたため、国庫補助の対象とならなかった残りの5事業所分の補助金相当額を減額するものでございます。障がい福祉課所管分は以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。それでは生活福祉課の2月補正予算について御説明をいたします。生活福祉課分につきましては事業実績により増額をお願いするもの、また、減額金額の大きい事業について説明をさせていただきます。

まず、21ページの194番、生活保護生活資金貸付金でございます。こちらにつきましては、保護の申請があった際に手持ち金が少なく保護の決定までの生活を維持することが難しい方に対しまして3万円を限度として貸付けを行う制度となります。平成28年度から過去5か年の平均に、コロナ関係の増加分、これを見込んで当初予算を計上していたところですが、今年度の事業実績見込みが予算を超過することが予想されますので、7万1,000円の増額補正をお願いするものとなります。その他の財源は貸付金の元利収入ということで貸付金の返還金となるということでございます。

続きまして21ページ、同じページの196番になります。社会福祉統計事務費でございます。これは社会福祉統計調査、具体的には厚生労働省が実施します国民生活基礎調査、これと家庭の生活実態及び生活意識に関する調査というのがございます。こちら今年度調査地区が1地区から2地区へ増えまして調査員を1名増員したということがございまして、調査員手当3万8,000円の増額補正をお願いするものとなります。

続きまして22ページでございます。事業番号は197番生活保護適正実施推進事業費でございます。これはこの事業費のうちの中国残留邦人等地域生活支援事業というものがございます。中国残留邦人の地域生活を支援するために中国語の堪能な通訳を配置しまして病院での通訳、また、公的機関での手続等の支援を行うものになります。本市では1世帯2名が対象となっておりますが、今年度はこの支援対象者の体調不良というものがございまして、医療機関での通訳の回数が増えたということで、通訳報償費が増加したということもあります。事業費で4万9,000円の増額をお願いするものとなります。

続きまして199番過年度国県支出金返還金となります。これは令和2年度の生活保護費、これと生活困窮者就労準備支援事業費、これの事業実績が確定しましてこれを精算するものとなります。事業実績に基づき計算しました昨年度の、事業の国庫負担額、これは29億7,451万

1,000円となりましたけども、31億5,109万5,000円の受入れを行っておりましたので、超過交付分1億7,658万4,000円を国に返還するために増額補正をお願いするものとなります。

最後、事業番号200番扶助費でございます。これは生活保護の実施に伴います生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の給付に要する費用となります。11月分までの実績によりまして今年度の実績見込みを算出したところ、今後の変動幅も勘案しての試算ではございますが、今年度の実績見込みは39億3,093万9,000円との試算となりましたので、1億3,042万6,000円を、減額をさせていただくというものとなります。生活福祉課は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増です。保険年金課の所管する部分、201番～206番、22ページでございます。そのうち201番でございます。国県支出金等返還金、12万3,000円を計上させていただいております。これは12月の福祉保健委員会で報告をさせていただいたものの一部でございます。令和3年度の会計検査で明らかとなった国への返還金のうち、国県支出金を一般会計で歳入をしている国民健康保険基盤安定負担金で平成28年度～令和元年度分の返還金を、計上をさせていただいております。議決後、県の指示に従いまして速やかに返還をする予定としております。

続きまして203番と204番でございます。特別医療助成費の増額補正予算でございます。203番は小児特別医療助成費3,035万6,000円、204番はひとり親家庭医療助成費167万7,000円を計上をさせていただいております。いずれも当初予算を編成するときに、コロナウイルスの感染症で受診控えの影響のあった令和2年度と令和元年度を比べて、令和2年度の実績が減となっている状況を踏まえまして、令和3年度の当初予算を編成したという経緯がございます。令和3年度になりまして助成の状況が令和元年度の状況に戻りつつある状況であるというところにあります。いずれも増額補正予算を計上させていただくものでございます。保険年金課は以上でございます。福祉部の一般会計の説明は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** では、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。当初で報告がありましたけど、ちょっと教えてください。200番の生活福祉課ですけども、扶助費の200番で、先ほどのような返還金というのも本人から返還してもらう場合には、これのどこに入るのか教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。このたびの職員の不幸事によります返還金につきましては、医療扶助の中での充当と、返戻ということになりますので、予算上は個別には上がってこない。トータルとしての中に組み込まれてしまいますので、個々の金額としては上がってこないということになります。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ということは、ここに800万とあってある返還金は、これはそういう、支給をもう一度利用者から返還してもらうという金額ではないわけですね。

◆**棕田昇一委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。このたびの2月補正予算で計上させていただきました199番の返還金につきましては、令和2年度分の生活保護事業の実績に。

◆**金田靖典委員** いや、いいですよ。

○**枘谷承文生活福祉課長** 失礼しました。

◆**椋田昇一委員長** はい、枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** すみません。ちょっと確認させてから、またお答えをさせていただきます。失礼しました。

◆**椋田昇一委員長** そのほかございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** なんてかという、僕もね、実はケースとして、これは過払いになっているからもう止めてくださいっていうのが止まらずに、結局後で返金になったっていうケースを知っているものだから。

（「マイク」と呼ぶ者あり）

◆**金田靖典委員** 大変失礼しました。

◆**椋田昇一委員長** 申し訳ない。私も気がつきませんで。もう一度じゃあ金田委員、もう一回お願いします。

◆**金田靖典委員** はい。何でそこを聞いとるか、新聞のあれとは別個に、ケースとして、もうこれで止めてくださいよって言われてるのが、いつまでも支給されてたということを実は相談を受けて、ケースがあったもんですから。月1回、生活の相談であるとか、支給に関してのいろんな指導、援助なんかされてるんだろうと思うんですけども、そういうことになればね、毎月毎月そういうことが点検されていけば、そういうことが起こらないだろうと思うんです。それが生活保護の利用者への寄り添いだろうと思うんですけども、その辺りがもう少し、物理的に時間数が足りなくてできないのか、そもそもそういうスキルの問題なのかというのがちょっと引っかかっているもんですから、今後の対応に生かしていただければと思う。意見です、それは。もう1つね。

◆**椋田昇一委員長** ちょっと待ってください。先ほどの件、もう大丈夫ですか。じゃあ、最初に枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。大変失礼しました。200番扶助費のその他800万円につきましては、これは委員言われるように本人からの返還金、63条返還、78条返還と2種類ございますが、その返還金の合計額でございます。はい。以上です。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。受けたほうも生活が大変ぎりぎりですととるところに、返せって言われるのも大変ですし、それから払ったほうも、やっぱり返せ、確かに制度だから、たまれば誰だってそんな借財っていうのは、いやじゃないですか。だから、そういう面言えばね、やっぱり月々の生活の中できちっとそういう対応ができていけばね、丁寧な対応ができていけば、そんなこと起こらないわけですから。少なくとも済みますから、よろしく願いしたいなというふうに思います。

◆**椋田昇一委員長** じゃあ、いいですか。

- ◆金田靖典委員 もう1つ違うのいいですか。
- ◆椋田昇一委員長 どうぞ、続けてください。
- ◆金田靖典委員 ではもう1つ。外部監査の報告がこのたび出たんですよね。それで、社会福祉協議会のがかなり出ていまして、この補正とあまり直接関係ないんですけども、これも過年度、2年度分ですから、いや、もうほかに言うところないんで。お気づきでしょうけども、もう社会福祉協議会も自前の人事がずっと育ってきて、各トップが自前の方々がやられてる。かつては県のOBであるとか、市のOBなんかが組織体制つくるのに派遣されたり、OBが行かれたというようなこともあるけど、もう大分自前の人事になって独立しとるはずなのに、何かあまりにも稚拙な指摘事項が中身なんですよ、見とると。きちっと精算ができてないとか、判こがなかったとか何とかね、要はとっても稚拙な話なんです。その辺りが、もう少しスキルアップをしたり、それから、そういうところの基本的な事務作業のノウハウっていうかな。
- ◆椋田昇一委員長 金田委員、ちょっと発言。発言していただいていますので継続で許可しますが、少し本題と外れてるんで、簡潔にさせていただくか、まとめてください。
- ◆金田靖典委員 わかりました。という面で非常に心苦しい思いをしましたので、そういうことが起こらないように御指導のほどよろしくお願ひしたいと。意見です。ありがとうございます。
- ◆椋田昇一委員長 はい、そのほか委員の方でいかがですか。よろしいですか。はい。では、以上で質疑を終了します。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆椋田昇一委員長 はい。討論なしと認め討論を終結します。
これより議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕
- ◆椋田昇一委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第26号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）（説明・質疑・討論・採決）

- ◆椋田昇一委員長 では、次に議案第26号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算の御説明をお願いします。蔵増次長。
- 蔵増祐子次長兼保険年金課長 はい。保険年金課蔵増です。資料の79ページ～80ページでございます。
- ◆椋田昇一委員長 さっきと同じ資料の79～80ですね。
- 蔵増祐子次長兼保険年金課長 はい。
- ◆椋田昇一委員長 はい。続けてください。
- 蔵増祐子次長兼保険年金課長 はい。こちらは国民健康保険費特別会計事業勘定、直診勘定でございます。まず、事業勘定からでございます。本年度、おおむね安定した国保運営が迎えら

れる見込みとなっております。このたびは事業費の実績見込みによります増額であるとか、減額補正のほか、返還金を計上させていただいております。

まず1番でございます。ジェネリック医薬品利用促進事業費でございます。197万5,000円の減額を上げさせていただいております。これは国保の被保険者にジェネリック医薬品を利用促進する経費を、計上をさせていただいているところでございます。このたび、今年度から通知方法の変更による手数料が削減できたことによる予算の減となっております。このジェネリック医薬品につきましては、これまでの傾向から、日常的に医療にかかっている方が対象となりやすかったこと、それからこれまでも1回通知をしますと、その効果を確認するために同じ人を対象とするのは4か月後としていたところでございまして、これらのことから毎月通知するのを4か月に1回にしても同様の効果が得られると判断をいたしまして変更をしたものでございます。それによる手数料が減額できたことによるものでございます。

続きまして3番でございます。一般被保険者療養給付費、1億90万5,000円の増額補正でございます。本年度の当初予算は令和2年度の当初予算額に被保険者の減少を踏まえて計上をさせていただいておりますが、結果といたしまして当初の見込みを超える実績が見込まれることから増額補正をさせていただくところでございます。

続きまして6番でございます。新型コロナウイルス感染症対策の傷病手当金でございます。45万9,000円を、計上をさせていただいております。この手当金につきましては、国の財政支援を受けまして新型コロナウイルス感染症に感染などをした国民健康保険に加入の被用者に対して給付をしているものでございます。給付は令和2年度から実施をしておりますが、国の当初の財政支援の適用が令和2年9月末までだったのを、国が適用の期間をコロナの状況を踏まえて3か月ずつ延長をしてきております。3年度の実施につきましては予算編成の段階で不明であったために、期間延長があった際に対応可能とするために科目を存置する1,000円の予算とさせていただいております。本年度も引き続き財政支援の期間が延長となっております。これまで、11月末現在で16万7,000円の実績がございまして、年度末までの見込みと合わせまして45万9,000円の増額補正を計上させていただいているものでございます。

続きまして7番返還金でございます。1,148万9,000円を、計上をさせていただいております。一般会計と同様に、これも12月の福祉保健委員会で報告をさせていただいたものでございます。令和3年度の会計検査で明らかとなった国への返還金のうち、特別調整交付金の部分でございます。12月の説明では合計で2,111万7,000円の予定とさせていただいております。その報告をさせていただきましたけれども、その後の国のすり合わせ等で合計が2,109万円となりましたので少し減額となっております。返還年度につきましては県の指示がございまして、本年度は平成28年度～29年度までを返還することとなっております。その部分1,148万9,000円を計上させていただいております。残りの平成30年度～令和2年度分までの交付金906万1,000円につきましては令和4年度の返還を予定しております。当初予算に計上をさせていただいております。本年度返還する分につきましては議決をいただいた後、県の指示に従いまして速やかに返還をする予定でございます。

続きまして直診勘定でございます。一番下13番でございます。80ページの13番でございます。医科運営費でございます。17万5,000円の減額補正でございます。これは、現在、医科の看護師2名のうち1名が市立病院から派遣をいただいている状況でございます。派遣に対しまして直診勘定から市立病院人件費相当分ということで負担金として支払っております。負担金の事業費実績が減額見込みとなったため、減額補正を、計上をさせていただくものでございます。保険年金課の説明は以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。では、質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第26号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第27号令和3年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）（説明・質疑・討論・採決）

◆**椋田昇一委員長** 次に議案第27号令和3年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算の説明をお願いします。奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** 長寿社会課奥村上です。資料は同じものでございます。所属別事業一覧の81ページを御覧いただけますでしょうか。高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計でございます。こちらにつきましては高齢者住宅整備資金の貸付金、それから障害者住宅整備資金の貸付金それぞれ1件分250万円を予算計上しておりましたが、今年度申込み等がございませんので、それぞれの貸付金250万円、合わせまして貸付金の財源とする起債の償還金の元利償還金の減額を計上させていただいているものでございます。

なお、このページの4番一般会計へ繰出は6万3,000円の増額補正を計上しております。こちらにつきましては貸付金の元利収入、過年度の滞納分でございます。これの収納分を一般会計へ繰り出すものでございます。決算見込みに合わせまして6万3,000円の増額を計上しているものでございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。本案について委員の皆様、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** はい。では、質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第27号令和3年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正

予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第30号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第4号）（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** では、次に議案第30号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算の説明をお願いします。奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。それでは議案第30号介護保険費特別会計の補正予算を御説明申し上げます。資料は同じ資料でございます。所属別事業一覧84ページからでございます。84ページの一番下の段、9番介護予防ケアマネジメント事業費3,957万1,000円の増額ですけれども、こちらにつきましては予算科目の組替えということで、5,218万1,000円、それと事業の決算見込みで1,261万円ほどの減額がございますので、差引き3,957万1,000円になるものでございます。

おはぐりいただきまして85ページでございます。ただいまの説明の予算の組替えでございますが、これが13番包括支援センター運営事業費、この①番に掲げております。包括支援センターの運営事業費の中に含んでおりました介護予防ケアマネジメント事業費、こちらが正しくは先ほどの9番の介護予防ケアマネジメント事業費で計上するのが正しいのではないかとということで、組替えをこのたびさせていただいたものでございました。

それから85ページでございます。こちらに、また予算の組替えをしているものがございますが、まず10番と12番でございます。10番の介護予防普及啓発事業費、これは予算科目による増ということで346万円の増額。同じく12番のふれあいデイサービス事業費、こちら345万9,000円の減額と、端数調整がございますので1,000円のずれがございますが、この予算の組替えをしております。

これにつきましては、ふれあいデイサービス事業費、こちらは財源を見ていただきますと、起債、地方債とそれから一般財源ということで単独市費というような形になっているものでございますが、このふれあいデイサービス事業のうち、2地域の事業で住民主体のサービスとして交付税対象になるというようなことが協議が整いましたので、この2事業について今年度の決算に向けて介護予防普及啓発事業費のほうに組替えをするというところで346万円の移動があったものでございます。

それから11番のおたっしや教室事業費でございます。こちらにつきましては昨年に引き続きまして、今年度もコロナ収束を見込んでの同等の予算計上をしておりましたが、実績に合わせました減額で243万4,000円の減額となっているものでございます。

それから13番、包括支援センター運営事業費でございます。1億291万9,000円の減額でございます。1つは先ほど御説明申し上げました介護予防ケアマネジメント事業費に組替えをした5,218万1,000円、それからもう1つが事業費実績見込みによる減が5,073万8,000円というようなことでございますが、現在、再編拡充進めております包括支援センター、こちらの御

協力いただいております法人への委託につきまして、委託時期がずれておったりとか、若干遅れたり、それから出向職員の負担金等の関係で最大限見込んで予算を計上しておりましたものが実績に合わせて約 5,000 万円の減額となっておりますのでございます。合わせて1億 291 万 9,000 円の減額というような決算を見込んでおるところでございます。

それから、その下の段、14 番、在宅医療・介護連携推進事業費でございます。こちらにつきましては東部医師会に委託をして、在宅医療介護連携推進を図っているものでございますが、これも例年の補正でございます。584 万 3,000 円の減額というものの主な中身といたしましては、鳥取県東部医師会が県の地域医療介護総合確保基金補助金、在宅医療連携拠点事業に毎年、補助申請をしております、今年度もその補助が通りまして500 万円の補助を受けることになりました。そのため、この決算に向けて1市4町の負担金の減額を行うというようなものでございまして、鳥取市分といたしましては584 万 3,000 円の減額となったものでございます。

それから一番下の段でございます。16 番、認知症初期集中支援推進事業費でございます。597 万 2,000 円の減額でございますが、こちらも再編拡充を進めております地域包括支援センター、これに認知症地域支援推進員を配置ということを進めておりますし、その推進員がこの初期集中支援事業の中心を担う担当者も併任するというようなことで、その人件費2分の1をこの事業費で計上しておりますが、委託時期の遅れであるとか、一時的な欠員等が生じておまして、決算といたしましては597 万 2,000 円の減額を見込んでおるところでございます。

おはぐりいただきまして86 ページでございます。上から4段目、20 番の成年後見人報酬負担金でございますが、こちらにつきましては成年後見利用者、これが経済的な理由により後見報酬支払いが困難だという場合にその後見報酬の助成を行っているものでございます。202 万 7,000 円の増額でございますが、こちらも年々増加傾向というものもでございます。令和2年度の実績が77 件でございましたが、今年度の決算といたしましては103 件を見込んでおるところでございます。

その下の段でございます。21 番、住宅改修指導事業費、4 万 5,000 円の増額ですが、こちらにつきましては高齢者住環境整備事業、これを活用いたしまして住宅改修を行う高齢者に住宅改修指導員を派遣するものでございます。これは年度によって決算状況は異なっておりますが、ちなみに令和2年度は4 件の派遣でございましたが、今年度は7 件の派遣があるというふうに見込んでおるものでございます。

それから23 番、介護相談員派遣事業費、165 万円の減額でございます。こちらにつきましては安心介護相談員の派遣をしている事業でございます。このコロナ禍で相談員の受入れをできないという事業所が多く、活動がなかなか思うように進んでないところがございます。実績に合わせました減額補正を計上させていただいているものでございます。

介護保険事業費の主な内容は以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。はい。質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第30号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に賛

成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第34号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）（説明・質疑・討論・採決）

◆**椋田昇一委員長** 次に議案第34号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算の説明をお願いします。蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。そうしましたら所属別事業一覧の91ページをお開きください。後期高齢者医療費特別会計でございます。このうちの2番でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございます。121万6,000円の減額補正を上げさせていただいております。この納付金につきましては鳥取県の後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、各市町村がそれぞれ保険料を集めまして一般会計から繰入れをする保険料軽減の基盤安定負担金と合わせまして広域連合のほうに納付するものでございます。基盤安定の繰入金が当初の見込みより減となる見込みとなったため、減額補正を計上させていただきます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第34号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第47号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明）

◆**椋田昇一委員長** それでは続いて先議分以外に入ります。議案第47号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての説明をお願いします。はい、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。鳥取市国民健康保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。付議案ですと19ページでございます。それから本日の資料の資料2でございますが、この資料2の2ページ～10ページが資料としてつけさせていただいているものです。こちらの資料2のほうの2ページからを御覧いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。はい。このたびの改正は国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険料に係る未就学児の被保険者均等割額の軽減を行うとともに、保険料の減免に係る申請期限日を改めまして手続の負担軽減を図るということを目的といたしております。改正の内容は2点でございます。

初めに（1）でございますが、未就学児の被保険者均等割額の軽減についてでございます。国民健康保険制度の保険料につきましては、応益、これは均等割と平等割がございます。この応益と所得割の応能に応じまして設定をさせていただいております。その上で低所得世帯に対しましては応益保険料の軽減措置、これは7割、5割、2割、その所得に応じて軽減がございます。このうち、子供の均等割保険料につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国と地方の取組といたしまして、さらに軽減を行うものでございます。対象は加入世帯の未就学児、これは6歳に達する日以後の最初の3月30日以前である被保険者です。この未就学児の方がいる世帯が対象でございます。軽減内容につきましては5割を公費により軽減するものでございますが、軽減のイメージを2ページの真ん中辺りにつけさせていただいております。斜めの線は応能、所得割の部分でございますので、その横線の下が応益の部分でございます。例えば7割軽減世帯のところを御覧いただきますと、この子供の均等割はこれまでは7割軽減後の3割を賦課させていただいておりますが、残りの5割、3割の5割ですので1.5割を、賦課をすることになります。合わせて8.5割の軽減になるというところでございます。そもそもの5割軽減の子供さんがいらっしゃる場合は7.5割を軽減しますし、2割の軽減のところは6割で、軽減のない世帯については5割の軽減となるというところでございます。影響額としましては全体で750万円相当を想定しております。この750万円を国が2分の1、県と市で4分の1ずつを負担するというイメージでございます。条例の中の18条と18条の3の関係がこの部分でございます。

続きまして、（2）番の保険料の減免に係る申請期限の見直しについてでございます。保険料の減免を定める規定の中で、減免の申請を行う場合は保険料の納期限の7日前までに提出しなければならないということとなっております。これを納期限当日までとするものでございます。申請期限の扱いにつきましては、国の示す参考条例というのがあるんですけども、この中で7日とされておりまして、これを参考に本市におきましても7日としているものでございます。これを納期限までにするというものでございますが、これは市税と同じ取扱いをするものでございます。市として足並みをそろえた形とするということになります。市税におきましても参考条例がございまして、その参考条例の7日の7の部分を除かれまして、各市町村の判断で決められるようになったということを踏まえまして、税のほうも2月、今議会で税条例を改正することとなっております。

国保の参考条例は変わってはいないんですけども、市としてどうするかと考えたときに国に確認をいたしましたところ、自治体の判断で変更可能というふうに確認をいたしましたので、市税と足並みをそろえまして、国民健康保険料におきましても改正して同様の取扱いができるようにしたものでございます。これは条文の23条関係でございます。この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。新旧対照表を3ページ以降につけさせていただいておりますので御確認いただければと思います。

以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、聞き取りにくかった点や語句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。では、以上とします。

お昼ですので、ここで休憩ということで、午後の再開は午後1時再開といたします。はい。以上です。

午後0時1分 休憩

午後0時59分 再開

令和4年陳情第2号「鳥取市特別医療費助成条例」の抜本的な改善を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは、福祉保健委員会を再開いたします。陳情審査に入ります。令和4年陳情第2号「鳥取市特別医療費助成条例」の抜本的な改善を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。いかがでしょうか。では、足立委員。

◆**足立考史委員** すみません。この文面でいきますと、説明のほうの以上の段のその上4行目、3割負担のとこなんですけど、障がい者の治療費は自立支援医療費は1割負担で、この1割負担の方が内科、外科、歯科を受診されると3割負担というのは正しいのでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** それは執行部に。

◆**足立考史委員** 執行部に。

◆**棕田昇一委員長** はい。藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** はい。自立支援医療費につきましては、精神通院、このたびは精神障がいのある方のことでございますので、精神通院医療ということで、精神障がいのある方が精神科の病気等で病院や診療所に通院されて医療を受けられた場合や薬局調剤、訪問看護等を利用された場合に公費の負担が受けられますというものでございます。ですので、課税ですとか、そういったものについては、これの該当にならないということでございます。1か月当たりの医療費の1割を負担いただく制度のようでございます。そのほか、内科、外科、歯科に係るものについては年齢に応じた法定割合の負担ということになります。7歳～69歳までは3割負担でございますので、3割負担というふうに記載があるものと考えております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** すみません。ここの対象が精神福祉手帳2級、3級の方という捉え方をしているもので、その方々がこの内科、外科、歯科を受診されたときに3割かということでお聞きしたので、今の回答で間違いないか、もう一度お願いします。

◆**棕田昇一委員長** 藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課藏増です。間違いございません。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の方で御意見等ありますか。いかがでしょう。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。精神障がいの方々がね、本当に日常生活送るのが大変な思いされているのも私たちの生活の中でも見聞きするわけですけども、せっかく要望書と併せて資料のほうもね、丁寧な資料を提出いただいていますんで、今日ここでどうのこうのっていうのはちょっと難しいと、判断がね。ということで、少し勉強もさせていただくということで後半の委員会の

ほうで、改めて質疑、討論、それから採決という形にして、その間にちょっと僕らも分からないところはかなりありますので、お互い勉強して、その上で臨むというのはいかがかと思いませんので、それを提案します。

- ◆**棕田昇一委員長** 今、金田委員からそのような御意見ありましたが、どうでしょう。ほかの委員の皆様、それでよろしいですか。いいですか。はい。では、先ほど金田委員からありましたように、資料も添付され、委員の皆様には配布済みですので、それらについてもしっかり目を通していただいた上で、じゃあ、次の後半の委員会、3月10日になりますかね、事務局ね。3月10日の委員会で審査をして、しっかり審査をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて（説明・質疑）

- ◆**棕田昇一委員長** では、その他の報告に入ります。鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて、地域福祉課より説明をお願いいたします。梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課の梶と申します。説明させていただきますのは、資料2の11ページを御用意いただきたいのと、あとA4、1枚物のカラーのこういうものもお配りさせていただいていると思いますので、その2点を御用意いただけましたらと思います。先ほどの保険料条例の一部改正議案の続きのものとなっております。はい。よろしいでしょうか。11ページをまず御覧ください。これは12月議会におきましても、この中間見直しにつきましては報告させていただきました。その後、市民政策コメント、それから社会福祉審議会も実施させていただきまして、今、最終案の状況となっております。それで、2月議会での御説明と重複する部分につきましては簡潔に説明させていただきたいと思いますので御了承いただきたいと思います。内容としましては中間見直し、この地域福祉推進計画は鳥取市社会福祉協議会と共同で策定しております令和6年度までを期間とする計画でございまして、このたびの見直しはこの法改正に伴いまして、重層的支援体制整備事業でありますとか、再犯防止推進計画を盛り込んで、さらに充実していこうという見直しでございまして、

それで、2番にございますように、期間はそれぞれ令和6年までの計画期間というふうに考えております。

めくっていただきまして、3番目で作成進捗状況でございまして、外部委員19名になります。鳥取市側としましては地域福祉推進委員会、また市社協側としましては鳥取市地域福祉活動計画作成委員会ということで、合同開催をさせていただいて、策定を進めてまいりました。

4番目はちょっと飛ばしまして、5番目で見直しに向けた経過でございまして、下のほうに12月～1月に市民政策コメントを行いました。結果としては、御意見はゼロ件であったというところがございまして。その後、作成委員会と社会福祉審議会からも御意見いただきまして最終案というところが今なっているところでございまして。

飛ばしました4番目に戻りますが、見直しの概要といたしましては、重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込むというところで、この計画本体がこの重層的支援体制整備事業と従来の計画項目との関連づけをすることと、それから重層的支援体制整備事業の目的等を記載すると

いう格好を取らせていただこうと考えています。それで、実施計画につきましては、後ほど説明させていただきますが、かなり個別具体の計画ですので別冊とさせていただこうというふうに考えているところでございます。2番目の再犯防止推進計画につきましては、御覧の6項目を盛り込んだものとさせていただこうと思っております。

それで、右のページ、13ページで計画の体系でございますが、基本理念、基本原則。左側のほうに基本目標3つ掲げてございます。重層的との関連が分かりますように、それぞれ基本計画のところ右側のほうに重層だと地域とかそういうことをここでは簡略化して書かせていただいておりますが、計画のほうにもそれが分かるようにさせていただいているというものでございます。それで、再犯防止推進計画につきましては、この基本目標Ⅲの地域で安心して暮らせる基盤づくり、Ⅲの中の7番目の項目としまして、再犯防止施策の推進ということで盛り込ませていただこうというところでございます。重層的支援体制整備事業でございますが、真ん中の2番目の相談支援と権利擁護体制の強化の1つ目の包括的支援体制の構築を具体的に推進する施策、事業が重層的支援体制整備事業というふうに考えてございます。

これにつきましては、次のカラー版の、追加でお配りさせていただいた資料を見ていただければと思います。上のほうの絵でございますが、真ん中左辺りに地域福祉推進計画、重点取組3、包括的支援体制の構築ということで、元年度版からイメージ図として掲載していただいておりますが、まず、上のほうに、身近な圏域で生活課題を発見して解決するしくみということで、地区ネットワークはまち協でありますとか、地区社協さんとか、様々な地縁での活動、ネットワーク、それと併せまして第4の縁と言われておりますが、地域食堂といったところでのつながりづくり、その中で課題を見つけていこうと。そこで見つけたものにつきましては真ん中の専門職との連携で課題解決を試みるしくみとしまして、それぞれの相談窓口を連携して解決していこうと。それで、そこで解決が難しい困難な課題でありますとか、複合的な課題につきましては、下の、新たな社会資源を創出する仕組みとしまして、各分野が連携しながら解決に取り組んでいこうということが大きな流れでございます。これを計画として策定しております。

このたび、今年度の法改正で重層的支援体制整備事業というものが法定化されましたが、それとの関連は右側のほうで見ていただけたらと思っておりますが、重層事業は大きく5つの項目からなっております。アウトリーチだとか、参加支援、地域づくり事業はこのイメージ図でいう上部がこれに当たってくると。包括的相談支援事業といいますと、このそれぞれの相談窓口部分、多機関協働事業はこの連携していく下の部分というようにところに当たるといふふうに見ております。本市の計画の考え方に合致した法改正であったというふうに認識しておるところでございます。それは具体的にどうかというのが下のほうの表になりますが、それぞれ1～5までの事業がございまして、その事業の目的が真ん中の列でして、一番右側がこの実施計画に当たる部分ですが、実施計画の概要部分となりまして記載させていただいております。

具体的には①の包括的相談支援事業、これは包括的に相談を受け止めてその相談窓口で、ネットワークで支援対応をしながら、複雑化した問題につきましては、下の多機関協働事業につながるという役割でございます。これは法的に4分野、介護、障がい、子ども、困窮の、現在

も補助事業等で行っております事業がこれに該当するというものでございます。

②の多機関協働事業ですが、これは重層事業の中核を担うところでございますが、それぞれの課題等につきまして相談機関の役割分担等を図って包括的に支援する体制をつくらうというものでございます。それで、具体的には相談支援包括化推進会議でありますとか、相談窓口ネットワーク会議、これは今年度から運用をしているところでございますが、上の新規の相談支援包括化推進員、これは中央人権福祉センターのほうでの予算化を計上させていただいておりますが、この辺りを新規で充実させていこうというところでございます。

次のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、これにつきましては、支援が届いてない方につきまして多機関のネットワークでありますとか、住民とのつながりの中で潜在的な相談者を見つけていこうと。それで、信頼関係をつくりながら支援につなげていくという新たな事業でございます。ここにつきましては、下の2つ、地域の「話し愛・支え愛」推進事業は今年度からこの移行事業として実施させていただいておりますし、地域福祉相談センターも設置させていただいておりますが、上のこのアウトリーチ推進員につきましては、先ほどと重複しますが、中央人権福祉センターのほう。次の、仮称でございますが地域福祉推進員、拡充としまして、この部分を市社協さんのほうに委託をさせていただこうと考えておるところでございます。本庁職員が今7名地域福祉活動しておられますが、2名増員して9名体制として、あと、各センターの8名の方にもこの役割を担っていただこうと考えておるところでございます。それで、合計で17名という体制を考えてございます。

参加支援事業でございますが、社会とのつながりをつくる、それでマッチングしながらの社会参加を促していくというところと、それから受入先の支援、受入先の開拓等を行おうというのが4番目の参加支援でございます。これにつきましては、先ほどの地域のネットワークと地域食堂等でございますが、それぞれでの活動をしていこうというところでございます。

次の⑤の地域づくり事業でございますが、これ世代や特性を超えて交流できる居場所づくりでありますとか、参加交流する場所のコーディネート、それと地域における活動の活性化を図ろうというものでございますが、現在の各介護、障がい、子ども分野でも現在行っている事業であったというものが御覧のようところでございますし、地域食堂拠点事業コーディネーターでありますとか、先ほどの地域推進員もこの事業の担い手として拡充していこうというところでございます。これが、この右側のほうがこのたび充実させていこうとしています実施計画の部分になるところでございます。はい。

以上が地域福祉計画に関わります説明でございます。以上です。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑あるいは御意見等ございますか。よろしいですか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。この重層的支援体制のが、来年度の予算にも関わって、かなり介護保険のほうから多額な大きな財源が移るような計画になっております。これちょっと教えてほしいんですけどね、要するにそれぞれの包括支援体制であるとか、介護であるとか、障がい児、子ども、そういうものの今までやってきた支援センターなりが、重層的っていうわけですから、お互いに相互に協力体制を取りながら総合的にやろうっていう流れなんでしょうけど、これ結

局どこに母体っていう、母体っていうのはどっかあるんですか、推進母体みたいなもの。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。基本的にこの相談事業につきましては、現在あるそれぞれの相談窓口において複合的な課題も世帯丸ごとの相談を受け付けていこうというところがございますので、何か1つにまとめた相談窓口をつくるというものではございません。それをしながら先ほどの包括化推進会議というところで、世帯の情報を関係機関と共有しながら世帯での支援体制をつくっていこうというところがございますので、困難な課題で複合的な課題をコントロールするところ、母体といたしますか、中心となるところはこの中核をなす役割と書いてありますように、この包括化推進会議に当たろうと思っております。というところでよろしいでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ということは、要は連絡協議会みたいなことで、そこで複合的にやっっていこうということになるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。今までもそれぞれ連携をしながらしておったところなんですけど、連携の仕方がどっちかといいますと、障がいの分野の方と高齢者の分野の方だったらそれぞれがこの分野について障がい福祉課さんよろしくお願ひしますねという、そういう連携はしておったんですけど、その世帯全体の状況を把握しながら進めるということが少し弱かったかなというところで、今度の体制では全体的なところを見ながら進める体制づくりができるというふうに考えております。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** かなりあちこちの、当初予算のを聞いてみると目玉になっとるんですね、この重層的な支援っていうのがね。それで、新年度予算見ても人権センターも1人職員配置する。それからさっきも言ったように介護関係も5億近いようなお金が動いていくっていうような形なものですから、人もお金もかなり配分の仕方の問題だから別にあれかもしれませんけども、かなりこれからの今のそういった相談業務の中身を横断的にやろうというふうな取組が重層的な話みたいな形で捉えていけばいいんですかね。だから、どっかに機構つくるとかっていう話じゃなしにね、ということですよ。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。御指摘のとおり、国のほうも新しいものをつくりなさいというところではございません。今のある機構を活用しながらより連携した体制をつくっていくというところが求められておるところでございます。この右側の列に挙げています事業は一括交付金という格好で一括交付されるということがございます。その効果といたしましては、従来ですと、事業ごとに補助事業として交付していただきましたので、高齢者の相談窓口において、障がい者の方の相談を受けているというところになると、その補助事業の目的外利用にならないように、合理的な、何時間とか、何件対応したとかというところで按分して補助申請しないといけないというところで、検査で引っかかった自治体がございまして、それだと一括交付金

化して、それで柔軟に分野をまたいで相談を受ける体制づくりをしましょうというのが国の考え方でこのようなことになっておるといところでございます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。地域包括支援センターがやっとかさ体制が出来上がってきたようなのに、またこんな形になったもんだから、それぞれの機能がきちっと発揮できるように取り組んでいただければと。以上でいいです。はい。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。よろしいですか。ちょっと私から1つ。こないだ17日にこの第2回の審議会がありまして、そのときにも福祉保健委員長ということで、審議会の委員になつとるもんですから出席しまして、そのときにちょっと発言もしたんですが、今日御説明のあったこの内容は、何か言葉すばらしいし、ええことだなという感じはするんですが、じゃあ、具体的にどういうことに対してどういうこの展開が図られていくのかっていうのがね、もう一つこうイメージがよく分からないもんですから、先般は事例でも、っていうふうに申し上げましたけど、石谷会長がプライバシーの問題もあってなかなか事例の示し方っていうのは難しいところがあるかもしれませんねっていうのをおっしゃっていて、そういう具体的な事例ということが仮に配慮をする必要があれば、1つのこの例示という、今度逆に例示というのか、こういうことがあります、あるいはこういうことが想定されますというようなものをね、また、何かの折りにこの委員会にでも、また、御説明いただける機会があればこの計画にある説明と、それから実際こういうケースがこういうふうに今までと違う、今までとここは一緒、だけど、今までと違ってこう進展していくんだなっていうことが私たちも理解しやすいと思いますんで、この場でもまたそれは1つお願いをしておきたいというふうに思います。はい。

じゃあ、この件については委員の皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい。それでは、本件はここまでとしまして、福祉保健委員会を一旦終了して予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後1時24分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後2時31分 再開

【健康こども部】

◆**棕田昇一委員長** では、福祉保健委員会を再開いたします。

本日の日程ですが、まず、先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、先議以外の議案の説明、その他の報告、続いて令和4年度の当初予算の説明という流れとしております。

令和4年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会を予算審査特別委員会福祉保健分科会と切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

では、初めに橋本健康こども部長に御挨拶をいただきます。

○橋本浩之健康こども部長 失礼します。健康こども部の橋本でございます。よろしくお願いいたします。健康こども部に関わる議案ですけれども、福祉保健委員会の分といたしまして4件、それから予算審査特別委員会福祉保健分科会の案件として2件でございます。福祉保健委員会分として、まず、先議分といたしまして令和3年度補正予算が2件でございます。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算、それから議案第36号令和3年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算でございます。事業の決算見込み等に基づきまして補正予算を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして先議分以外といたしまして、議案第46号鳥取市保育所条例の一部改正について、それから議案第60号財産の無償譲渡についての付議案が2件、その他の報告案件が4件ございます。さらに予算審査特別委員会福祉保健分科会分といたしまして、令和4年度当初予算については2件、議案第5号令和4年度鳥取市一般会計予算、それから議案第18号令和4年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算、以上、健康こども部に関わる一般会計予算は180億8,700万円を計上しております。一般会計予算総額が1,022億円のうち、17.7%を占めております。一般会計の主な内容でございますけれども、私立の保育園の運営費といたしまして53億3,800万円、感染症対策推進事業費といたしまして3億2,700万円、健康診査費といたしまして4億3,100万円となっております。また、特別会計といたしまして母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計は5,400万円となっております。詳細につきましては、各担当課長より御説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

また、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の陽性者が一昨日、2月22日に本市保健所管内の最多の84名、それから昨日も48名確認されておりました、その対応で保健所の業務のほうが非常に逼迫しております。本日、保健総務課の中林統括保健師及びこども発達支援センターの平戸所長補佐のほう、この2人が欠席をさせていただいておりますので御了承ください。また、長井保健所長におかれましては、日程その3のその他の報告1件目、令和4年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画案、こちらのほうの報告終了後に、それから保健医療課雁長参事は2月補正予算審査終了後に退席をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ御理解くださいますように、御了承くださいますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、ただいま部長から御挨拶ありましたように、途中退席なり、欠席ありますけど、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第15号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆椋田昇一委員長 それでは議事に入ります。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。それでは議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第15号）所管に関する部分の御説明をさせていただきます。お手元にお配りがしてあると思っております。令和3年度2月補正予算（案）所属別事業一覧（一般会

計・特別会計）、こちらの資料で御説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
はい。それでは23ページお開きください。はい。こども家庭課の所管に属する部分ですが、23ページの211番、214番と、24ページの222番、左のナンバーですね、222番と224番は増額の補正を上げておりましたが、これは全て令和2年度の事業費の精算に伴います国または県への返還金の増額の補正予算となっております。

続いて24ページの220番、病児・病後児保育事業費521万3,000円の増額補正を計上しております。こちらは子ども・子育て支援事業交付金単価の増によります増額であります。病児・病後児保育事業費の委託料は、国の基準で施設1か所当たりの基本分と年間利用人数に応じた加算分とで決まっておりますが、本年度から利用数の増減による影響を少なくするために、基本分の基準額が1施設当たり500万7,000円から704万1,000円に増額となったものです。それによりましての増額計上ということになります。財源内訳として国・県補助金241万2,000円を計上しております。

続きまして221番、地域協働型保育施設運営助成事業費210万円の減額補正です。これは国府町中河原の認可外保育施設、いきいき成器保育園の廃止に伴う運営助成費の減額でございます。いきいき成器保育園は鳥取市立のいずみ保育園が園児の減少に伴い、平成19年度末で廃園された際、地元の関係者でいきいき成器保育園運営協議会を設立して県市からの運営費助成を受けて同施設で認可外の届出保育施設として運営を開始いたしました。その後、園児の減少に伴いまして、令和3年4月から運営を休止しておりましたが、5月末で届出保育施設の運営を正式に廃止したものでございます。その他、こども家庭課の事業につきましては事業費実績見込みによる増減になります。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。はい。この所属別事業一覧の25ページをお開きください。上から3行目の229番、妊娠・出産包括支援事業費でございます。これは産後ケア事業の利用実績見込みによります79万円の増、また、産後ケア施設の玄関補修に伴う補助金として1万3,000円の増、また、令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の返還金として18万1,000円の増、合わせて98万4,000円の増額補正となっているものでございます。

続きましてその下の4行目の230番、母子生活支援施設運営費でございます。これは母子生活支援施設の民給改善費の変更と利用実績見込みによります259万9,000円の増、また、児童入所施設措置費等国庫負担金の返還金として300万3,000円の増、また、母子生活支援施設玄関改修工事費の実績によります252万8,000円の減、合わせまして370万4,000円の増額補正となっているものです。

続きましてその下の行でございまして231番、広域入所措置費でございます。これは市外の母子生活支援施設への入所措置に要する経費ですが、利用実績見込みによりまして1,451万5,000円の減額補正となっているものです。

こども家庭相談は以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 須崎所長。

○須崎ひとみこども発達支援センター所長 はい。こども発達支援センター須崎でございます。
こども発達支援センターは25ページの233番から26ページの235番まででございます。まず、
233番、若草学園の職員費でございます。こちらは財源更正となります。若草学園への通所児
童数が当初予定より途中より2名増となったこと。また、若草学園の日中一時支援事業の利用
可能数を5名から15名に増やしたことによりまして、その他財源である知的障害児通園施設給
付費負担金等の歳入が増加したため、一般財源からその他財源へと518万1,000円の財源更正
をするものでございます。

続きまして234番と235番につきましては事業費の実績見込みによります減となります。

以上でございます。

◆棕田昇一委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。保健総務課分につきまし
ては26ページの236番から27ページの250番まであります。その中で26ページのナンバーが
238番、看護職員実習指導者養成支援事業でございます。14万4,000円の増でございます。こ
の事業は県が主催します看護職員実習指導者養成講習会に職員を参加させる医療機関に対しま
して、受講者の受講期間の基本給の一部を補助するものでございます。今年度は7名分の補助
金の申請がございました。そのため14万4,000円の増額をさせていただくものでございます。

それからはぐっていただきまして27ページの248番、公衆衛生医師確保推進事業費です。17
万1,000円の減です。公衆衛生医師の確保を進めるために、今年度市立病院の医師とそれから
鳥取大学の公衆衛生の専門家の方と意見交換を進める予定でございました。ただ、この新型コ
ロナウイルスの感染の対応ということと、もう1点、鳥取大学のほうのお話の中で、鳥取大
学さんのほうで市単独ではなくて、鳥取県全体としてやはり公衆衛生医師確保を進める必要が
あるとのお考えを伺いましたので、市単独での意見交換というのをやめることにいたしました。
そのため、意見交換の費用として17万1,000円を予算いただいていたけども、その分を減
額するものでございます。

保健総務課は以上です。

◆棕田昇一委員長 大塚次長。

○大塚月子保健所次長兼保健医療課長 保健医療課大塚です。保健医療課の事業は27ページ
の251番からになります。資料の28ページ256番を御覧ください。休日急患歯科診療所運営費負
担金でございます。これは休日急患歯科診療所運営費の負担金になりますが、令和2年度、昨
年度コロナの影響もありまして休日急患診療所が赤字であったため、赤字の補填分を令和3年
度に本市を含む東部1市4町で、人口割で按分をして負担をするものでございます。赤字分が
111万7,200円、本市の負担分が97万9,000円ということで計上させていただいております。

続きまして29ページの262番、B類疾病予防接種費でございます。これは高齢者、障がい者、
乳幼児のインフルエンザ等予防接種の実績見込みによる増でございます。特に、今年度は昨
年度に比ばましてインフルエンザ予防接種、およそ1,500人増加する見込みとなっております
で、その分の増額をさせていただいております。1,349万9,000円を計上しております。

続きまして同じ29ページの264番でございます。感染症対策推進事業費でございます。これ

は、主にはコロナの感染拡大を受けましてPCR検査の増加、また、陽性者に係る入院医療費の助成経費の増加といったものが主なものになっております。要求額1億6,777万8,000円を計上しております。

続きまして30ページの267番、健康被害対策事業負担金でございます。これは、まず1つがコロナワクチンの健康被害に認定された方へ医療費等を給付する経費となっておりますが、今現在、国のほうに進達しておりますのが4件、健康被害4件ございまして4件が認定されると見込んだ額、及び②に書いてございますが、これは令和元年度のコロナではない通常の定期的予防接種事業実績に伴う県への返還金ということで計上させております。この②番につきましては一般財源の1万3,000円が当たります。合わせて要求額としましては31万5,000円を計上させていただきます。

保健医療課の事業は32ページの278番までございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課の小野澤です。健康・子育て推進課、事業別概要32ページの279番からになります。280番の施設管理費です。925万6,000円の減額を要求しております。今年度、用瀬地区保健センターの屋上防水及び給湯器更新事業を行いました。この事業実績による減額が781万2,000円、それとあと、各保健センターのコロナウイルス感染症の影響によって減収したことによって電気料金の減額分と合わせてこのたび減額の要求を行っております。

その2つ下の282番、健康診査費です。779万4,000円の減額要求です。今年度も昨年と同様、新型コロナウイルス感染症の影響によって各種検診受診率が低下傾向にあります。特に胃がん、肺がん、大腸がん検診の受診率が低下しており、実績見込みによる委託料1,047万9,000円の減額と、令和2年度実績に伴う国・県補助金精算分として268万5,000円の増額、合わせて要求しております。

次に33ページの289番です。がん医療提供体制整備事業費です。この事業はがん患者、がん治療のため抗がん剤による脱毛であったり、乳がん手術による外形の変化、変貌に伴うがん患者の心理的負担と社会参加を支援するためのかつらや補正下着の購入経費の助成を行っております。今年度新たに頭皮冷却装置を使用する際のインナーキャップ及び抗がん剤治療による脱毛を防ぐために使用する医療品としての助成も行っており、実績見込みに対して18万円の増額要求としております。

続きまして34ページの299番、300番、301番、不妊治療費等支援事業費、希望をかなえる妊娠・出産支援事業費、特定不妊治療助成事業費、この3事業です。この3事業は不妊治療費及び不妊検査費の一部を助成する経費となっております。12月補正で見込みとして昨年の1.2倍を見込んで増額補正を行いました。12月以降も申請件数がかなり増加しており、昨年度の1.4倍程度を見込んでこのたびの増額要求を行っております。

健康・子育て推進課、303番までございます。あとにつきましては事業費の実績見込みによる増減であったり、財源更正等を行っております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 山根課長。

○**山根一城生活安全課長** はい。生活安全課山根です。生活安全課所管分は34ページ304番から35ページ310番までとなります。まず、最初に304番、動物愛護センター機能支援事業費です。これは動物愛護センター機能の一部を委託しております動物愛護センターアミティエに対する施設整備の補助について、今年度はドッグランの増設を整備されたということですが、この整備費用を全て自己資金で賄われたということで、補助申請を見送られたということで49万3,000円の減額としております。

続きまして35ページ309番、食品衛生指導事業費です。これは一部の食品検査業務を委託しております鳥取県衛生環境研究所から新型コロナに係る検査業務の逼迫のために急を要しない検査の中止要請があったことから、一部食品検査を中止したこと、それと今年度は食中毒の発生件数が減少したことから食中毒調査における検査数が減少したことによって、それらの委託費である161万6,000円を減額するものです。

その他事業に係るものについて事業実績見込みによる減額となっております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 説明は以上ですかね。はい。では、委員の皆様から本案について質疑等がございましたら御発言願います。よろしいですか。金田委員。

◆**金田晴典委員** 23ページの218番、保育所緊急整備事業費補助金が2,368万5,000円減額になっていますけども、その内訳と理由を教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。はい。こちら218番の保育所緊急整備事業費補助金の2,368万5,000円の内容ですけども、鳥取みどり園が給食室の改修を予定してまして、補助の申請を予定しておりましたけども、補助対象経費の精査によりまして対象となくなってきたことによりまして減額となりました。詳しく言いますと、給食室の改修と増築を予定していたんですけども、改修部分については補助対象となるんですけども、増築部分につきましては定員の増がなければ補助対象にならないというような要件がありまして、当初計上していたときにはそこが見込めていなかったもので、補助として要求はしていたんですけども、精査したところ、そこが補助対象経費とらなかったということで減額の補正を上げさせていただいております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田晴典委員** 事情も実は聞いておまして、かなりこれの申請に当たっては何度となく話し合いが行われて、定員増に伴わない場合には対象にならないというのは、施設側はどうも分かっていたようですね。だけど、そこがうまく合わずに結果的には入札が終わった後に、その精査が起こってしまったということですよ。間違いないですよ。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** すみません。入札がそのときに終わっていたかどうかというのはこちらのほうではちょっと今現在、把握してないです。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田晴典委員** 入札が終わったから後戻りができない。それで事業計画がもう出てしまっ

いるもんだから、結果的にはどうなったかという、施設側がそのオーバー分を全部負担しなければならなくなってしまったんですね。だから、もともとこの民間施設ですから、そんなに潤沢な財源があるわけではない中で、かなり傷んだ給食室であったということでやった。それから一緒に施設の改修もやったら、実は補助金は半分も来ないということが分かって、結局全額負担だったというのが経過のようです。その辺りでは、やっぱり民間でかなり、いわゆる児童虐待なんかではかなりいろんなことをお願いしとるような施設ですし、そもそも民間施設というのはそもそも自己資金なんかありませんから、結果的には寄附を募ってやるしかないんですけども、そういうことが、行政が絡んだ補助事業の中で、要するにはしごを外されたような形になっちゃって、結局自己負担で数千万円は工面したようなんですけども、かなりしんどい思いをされていますので、その辺りでは十分補助事業に関しては行政側もしっかりと精査をしてから取り組んでいただければというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

◆**椋田昇一委員長** 今のは御意見ということで。そのほかございますか。よろしいですか。はい。では、以上で質疑を終了します。

討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第36号令和3年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・討論・採決）

◆**椋田昇一委員長** では、次です。議案第36号令和3年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算の説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。議案第36号令和3年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。引き続き所属別事業一覧特別会計の資料で御説明をさせていただきます。資料93ページ御覧いただけますでしょうか。こちら母子父子寡婦福祉資金貸付事業ですけども、中核市へ移行に伴いまして、県から受け継いだ事業でございます。令和2年度の決算の結果として繰越金が5,679万9,723円ありました。それに伴いまして5,679万8,000円の補正予算として計上させていただいております。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですね。では、質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第36号令和3年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第46号鳥取市保育所条例の一部改正について（説明）

◆**棕田昇一委員長** それでは続いて先議分以外に入ります。議案第46号鳥取市保育所条例の一部改正についての説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは議案第46号鳥取市保育所条例の一部改正について御説明をさせていただきます。お手元の令和4年2月市議会定例会付議案の17ページを御覧いただけますでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** この冊子ですか。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。

◆**棕田昇一委員長** これの17ページ。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。それでは御説明させていただきます。こちらは12月の委員会でも御報告をさせていただきました。現在、指定管理で運営をしています鳥取市立の大正保育園の民営化形態の変更、民間移管に伴いまして鳥取市保育所条例の一部改正を行うものです。改正内容といたしまして第2条第1項の表及び第5条第1項から鳥取市立大正保育園の表記を削除いたします。施行日は移管予定の令和4年4月1日としております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や語句の確認等ございますか。よろしいですね。はい。では、本件は以上とします。

議案第60号財産の無償譲渡について（説明）

◆**棕田昇一委員長** 続いて議案第60号財産の無償譲渡について、説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。では、引き続きまして議案第60号財産の無償譲渡について御説明をさせていただきます。付議案の47ページを御覧いただけますでしょうか。よろしいですか。はい。それでは御説明します。先ほどの保育所条例の一部改正と同様に、鳥取市立大正保育園の民間移管に伴いまして、建物の無償譲渡を行うものでございます。所在地は鳥取市徳尾134番地1、木造平屋建て1棟、延べ面積が1,243.11平方メートル、無償譲渡の相手方は社会福祉法人さとに会、理事長木村宏ということでございます。はい。説明のほうは以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 聞き取りにくかった点、あるいは字句の確認等ございますか。よろしいですね。では、本件については以上とします。

令和4年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）について（説明・質疑）

◆**棕田昇一委員長** それではその他の報告に入ります。まず、令和4年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）について、生活安全課より説明をお願いします。山根課長。

○**山根一城生活安全課長** 生活安全課山根です。それでは令和4年度鳥取県東部圏域食品衛生監

視指導計画（案）について御報告いたします。資料は令和4年2月定例市議会福祉保健委員会説明資料（その他報告）になります。ページめくっていただいて2ページになります。この計画は食品衛生法第24条の規定により、毎年鳥取市が定めているものとなります。概要については資料の中ほどの計画（案）の概要を御覧ください。そのうち（2）HACCPに沿った衛生管理に取り組む事業者の支援ということで、食品事業者への指導については昨年6月に新たに施行となったHACCPに沿った衛生管理の適切な運用を中心に監視指導を行い、食の安全の確保を図っていくこととしています。

また、食中毒の危害要因別の対策としまして、今年度発生した食中毒、4件の発生があったんですけども、その4件全てがアニサキスによる食中毒でした。いずれも家庭での生食用の魚の調理によって発生したものとなります。このアニサキスによる食中毒の予防の徹底を図るために消費者、事業者へ刺身調理時の十分な目視確認などの予防の働きかけを強化していくことを盛り込んでおります。また、昨年度からの変更事項として食品の抜き取り検査を実施しているんですけども、HACCPによる工程管理の実施の基準が法改正により盛り込まれたことによりまして、それと管内事業者数の増減などを踏まえて、検査項目・検査件数の見直しを行っております。

今後のスケジュールですけども、一番下の3番に書いてあるとおり、3月4日まで市民政策コメントを実施しまして、その後、最終案の検討を行い、3月末に策定・公表というスケジュールを予定しております。

以上です。

○**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。はい。では、次に行きます。どうぞ退席ください。

保育園の施設整備に係るサウンディング型市場調査の実施について（説明・質疑）

○**椋田昇一委員長** では、続けます。保育園の施設整備に係るサウンディング型市場調査の実施について、御説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは保育園の施設整備に係るサウンディング型市場調査の実施について御説明をさせていただきます。資料のほうは3ページを御覧ください。まず、1つ目に公民連携手法を用いた施設整備の検討についてということで、豊美保育園と倉田保育園は建築から40年以上が経過をしております。建物の更新等検討する時期に来ているところであります。両施設とも耐震性が低く、設備も含めて老朽化が進んでいることから、現在、建て替えを検討しております。建て替えに当たりましては鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針にのっとり、公民連携手法の導入を検討しております。改築事業を行うに当たって設計・施工業務を一括して発注する、いわゆるデザインビルド方式というのを検討しております。プロポーザル等公募条件等設定するに当たり、民間事業者の皆様と直接対話をさせていただくサウンディング型市場調査を実施するものでございます。

2つ目にサウンディング型市場調査の実施ということで、目的としては、より幅広く様々な

PPP手法の導入を検討していくために民間事業者の意見・提案を求めて、対話を通して市場性や民間事業者の参画可能性を調査・検討するということになっております。鳥取市としては先ほど説明させていただいた設計・施工一括発注方式を検討しております。サウンディング型市場調査のスケジュールですが、1つ資料のほうの訂正をお願いいたします。左側の参加受付の期間ですが、令和4年2月7日月曜日～令和4年3月7日月曜日となっておりますが、3月14日月曜日に訂正をお願いいたします。それで、参加受付を3月14日までにしております、その後、民間事業者の皆様と個別に直接対話による意見交換の実施をいたします。その対話の結果を公表するというのが令和4年4月中旬ということに予定しております。条件設定としては基本的な事業内容ですとか、事業スキム、対応のテーマなどを設定した上で意見提案を募集いたします。

施設の概要としましては、豊美保育園が鳥取市野坂にあります。建築年が昭和53年、延べ床面積が650.80平方メートル、敷地面積が4,432.94平方メートル、倉田保育園が鳥取市八坂、昭和56年建築、延べ床面積が615.68平方メートル、敷地面積が3,491.08平方メートルとなっております。サウンディング調査をするに当たっての市の基本的な事業内容ですけども、こちら敷地内での現地建て替えを、今、予定しております。敷地内の園庭部分に新園舎を建設という予定であります。それで、新園舎が完成して引っ越しした後は現園舎を解体し、園庭等の外構を整備していくと。あとは保育園の管理運営は引き続き市の直営として考えております。あとは先ほど申し上げた設計・施工業務を一括して発注を検討しております。あと、施設の規模ですけども、現在、豊美保育園は定員70でこの4年の2月1日現在で46名の園児が入園しておられます。倉田保育園は80名の定員で、2月1日現在で50名の園児が入所しておられます。そういったことと、ここ数年の園児者数の推移を見た結果で今の想定では園児の定員50名程度、両園とも50名程度というふうに考えています。業者からの提案で考えていただきたいところは、例えば、保育園内のレイアウトですとか、敷地内の配置の関係ですとか、耐震性や保育園の負担を考慮した早期な完成がどの程度できるのか、そういったことを御提案いただきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールのほうちょっと記載をしていないんですが、このサウンディング調査が終わって事業計画を整えた上で、施策予算として6月補正予算に計上を予定しております。そちらが予算の議決をいただければ、その後プロポーザルを実施して、発注、施工というような形になるかと思えます。想定としては令和5年度か6年度のなるべく早い段階に新園舎を完成させて、外構も含めて令和6年度中に全ての工事が完了すればというふうな形での今現在は想定をしているところでございます。

以上でございます。

- ◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。金田委員。
- ◆**金田靖典委員** 現地に建て替えるということなんで、それでいいと思うんですけど、八坂ってところはちょっと坂みたいなのになっているんですけども、その辺での急傾斜関係ってというのは大丈夫なんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。今現在は建っておりますので、そこは大丈夫だというふうに思っておりますが、地盤とかのそういった調査は工事に入る前にしっかりとやろうかなというふうに考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、そのほかよろしいですね。はい。では、本件については以上とします。

子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について（説明・質疑）

◆**棕田昇一委員長** 次に、子育て世帯への臨時特別給付について、御説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について御説明させていただきます。資料のほう4ページを御覧いただけますでしょうか。はい。1番目の概要ですが、本年度12月議会で予算を措置させていただいて、現在事業実施中の子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金、追加給付金、一括給付金）、いわゆる児童1人当たり10万円の給付ですが、児童手当の仕組みを用いた、いわゆるプッシュ型の給付を行ったために、基準日9月30日ですが、基準日より後に離婚等なされた方で新たに対象児童の養育者となっているにも関わらず、給付金を受け取れなかった方に対して子育てを支援する目的で事業の一部を見直し、改めて対象児童1人につき10万円を現養育者に支給するものでございます。すみません。計って書いておりますけども、計は削除していただいでよろしいでしょうか。対象児童1人につき10万円ということでございます。

2つ目の経緯につきましてですが、令和4年2月7日付に内閣府のほうから通知がありまして、基準日以降の離婚等により令和4年2月28日時点で児童を養育しているものの、給付を受け取っていない方を対象に支援給付金として給付を行うということが示されました。

3番目の予算措置ですが、このたびのこの支援給付金の支給に係る経費につきましては全額国庫補助であります。財源は交付決定予定の子育て世帯の臨時特別給付事業費であります。国はこの支援給付金について改めての交付決定は行わないために、本市の補正予算計上は行わず、既決の予算内で支給を進めてまいります。なお、交付予定額に不足が生じる場合は各自治体個別に内閣府に相談することということが示されております。既決の予算額につきましてですが、令和3年12月の先議で15億5,933万8,000円、これが先行給付金と言われる5万円分です。令和3年12月に追加で15億5,291万7,000円、追加給付5万円分ということで計31億1,225万5,000円の予算を措置していただいております。想定の実業費ですが、なかなかこの想定の実業費見通せないんですが、想定実業費として1,120万円から2,240万円程度を見込んでおります。といいますのは、対象者、これは想定になりますが、基準日以降に離婚をなされている世帯の数が見込みとして2月末までで180世帯というふうに見込んでおります。そのうちで受け取っていない方が対象になるんですが、そこははっきりしたのが見込めないの、

3分の1～3分の2程度というふうに推測を立てて60世帯～120世帯、計112人～224人分ということで見込みを立てさせていただいております。今現在、要項等を作成してその他手続のほう準備中ではありますが、申請期限のほうは令和4年3月31日ということになっておりますので、ホームページや公式LINE、ケーブルテレビ等々での周知を検討したいと思っておりますのでございます。

説明のほうは以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。委員の皆様で質疑あるいは御意見等ございますか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** ちょっとごめんなさい。教えてください。これ結局、離婚して子供を見る、子供を見てないで、見てないほうがもらってるっていうこともあるっていうことですか、これ。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。おっしゃるとおり、9月30日が基準日で、それ以降に離婚なさっているけども、基準日のときには御夫婦であったので、そのときのいわゆる世帯主が夫の場合で、離婚後、子供の面倒見てない、養育をしていない方に、これどうしても制度上で前の旦那さんに入ってしまうということが生じておりました。それを今回申請によって現養育者である方に支給をさせていただくという制度になります。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。分かりました。っていうことは、だけえ、子供を見ているほうが自己申告でその見てないほうがもらったらもらったままになっちゃうわけだね。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。今、要項は作成中で申請者のも作成中なんですけども、一応その申請のある現養育者の方から出していただく書類には前のその給付金を受け取った方から給付金を受け取ったか、受け取っていないかを書いていただいて、受け取った場合には幾ら受け取りましたということを記載していただいて、その額を控除していただいて支給をさせていただくという制度になっております。

◆**棕田昇一委員長** 加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。それ、離婚した相手に金返し、金を……。なかなかちょっと言いにくい。これ国の決定事項ですか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。もともと御夫婦、元の御夫婦間の話合いで前の御主人か奥さんか分かりませんが、給付金の入った方とお話をしてお話をして子供のために使っていただくようにということで、御説明をさせていただいております。それがこのたび、どうしてもそういう御話合いがつかずに給付金を受け取っていない方がいらっしゃるといって声を受けて、国のほうがこのたびの支援給付金という制度を設けたものでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 加藤委員。

- ◆加藤茂樹委員 はい。分かりました。っていうことは、極端な話、悪い人間だったらその、もらった、もらっていない、両方が10万、10万もらえてしまうわけですね。極端な話、悪い。
- ◆棕田昇一委員長 山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課山下です。非常にお答えしにくいですけども、そういう可能性は生じております。以上でございます。
- ◆棕田昇一委員長 そのほかございますか。足立委員。
- ◆足立考史委員 すみません。実質婚姻関係でも出たんですかいね。子供さんの扶養がどちらかがあってプッシュ型で出るんでしょうけど、さっき言ったその離婚だっていう現実がない限りは自己申告になってっていうことも出てくるんですかね。
- ◆棕田昇一委員長 山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課山下です。離婚調停中とか、協議中でも大丈夫ということ、国のほうから示されております。以上でございます。
- ◆棕田昇一委員長 よろしいですか。はい。ちょっと私のほうから1点。この予算措置のところですけど、ちょっともう1つよう分からんといえますか、何点か確認ですけど、国が改めての交付決定は行わないということで、本市の補正予算の計上はせずに既決予算内での支給を進めると。それで、これは既決予算でこの下に書いてあるような数字は対応できるという見込みなんでしょうか。そこはいかがですか。山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。はい。もともとこの既決予算の中には、いわゆるこのたびのこの給付金、所得制限があるんですけども、その辺の所得制限で支給対象にならない方というのが分からなかったものですから、対象のお子様の数・世帯で予算を組んでおりましたので、その辺を加味すると、ある程度余裕が見込めるのではないかなというふうに担当課のほうとしては計算をしております、この想定額であれば今の既決予算内で執行可能ではないかというふうに考えておりますが、何分先ほど申し上げましたように、あくまでも想定の人数で割り出した計算ですので、不足する可能性がゼロとは言えないというところが今の現状でございます。
- ◆棕田昇一委員長 そうしますと、まず1つは交付決定額に現時点では本市の場合は、不足は生じないというふうに見込んでおるといことですね。それで、もし万が一、先ほど次長の御説明にあったような不測の事態が生じた場合にはどういう対応をしていくことになるんでしょうか。山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長 こども家庭課の山下です。はい。内閣府に相談とありますが、改めて多分新年度で予算計上させていただくということになるろうかと思えます。
- ◆棕田昇一委員長 すみません。その場合の財源はどうかっていうようなことはこれからの検討ということになるわけですか。山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。はい。内閣府と相談というふうに関今のところは示されているのみで、まだ具体的な指示がはっきりとないというふうな状況でございます。
- ◆棕田昇一委員長 分かりました。私は以上ですが、そのほかよろしいですか、委員の方。はい。

第2期鳥取市子どもの未来応援計画について（説明・質疑）

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、本件はここまでとしまして、次に第2期鳥取市子どもの未来応援計画について御説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは資料5ページのほう御覧いただけますでしょうか。第2期鳥取市子どもの未来応援計画についてでございます。12月の議会でも御説明をさせていただきました、鳥取市子どもの未来応援計画の計画期間が本年度末で終了するのを受けまして、このたび令和4年度から新たな計画を策定しましたので、案として御報告をさせていただきます。なお、令和4年1月6日～1月26日まで実施しました市民政策コメントの結果は裏面のとおりでございます。遠距離通学費補助制度につきましてもの御意見をいただきましたので、この制度につきまして、計画のほうに追記をさせていただいております。では、5ページに戻っていただいて、経過とスケジュールのほう記載しております。経過につきましては12月でも御説明をさせていただきました。本委員会終了後ですね、今月中に計画策定の決裁を取りまして4月から第2期計画の実施というふうにさせていただきたいと考えております。

それでは7ページ以降に概要版ということで、ちょっと作成をさせていただいております。原案のほうは80ページという、ちょっと量が多かったものですから、ちょっと概要版で整理をさせていただきました。はい。計画の概要ですとか、国の大綱ですとかが7ページ、8ページに鳥取県の動き、計画の期間、計画の策定方法等記載しております。こちら12月のときに御説明をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

9ページになります。(2) アンケート結果等から読み取れる課題ということで、アンケート結果から本市における主な課題というものを整理させていただきました。下のほうの枠で囲ってある部分です。1番上が教育の支援についてですが、包括的な子どもの学びの支援体制づくりを強化し、本人の意思で希望する進学先を選択し、将来に向けて自立していける環境づくりが必要ではないか。2つ目に生活の保障ということで、公的な相談機関の周知や利用促進など、悩みごとなどの抱え込みや孤立を防ぐ対策の推進、また、地域住民との連携や協力を図りながら地域食堂をはじめとする第3の居場所の充実が必要ではないか。3つ目に経済的な支援として、経済的な理由により子どもの体験活動や学習の機会が不足しないよう、多様な支援の充実が必要ではないか。4つ目に地域におけるネットワークづくりということで、子どもの頑張りたい気持ちを後押しする、温かい見守りなどを含めた支援体制、ネットワークづくりが必要ではないかというふうな課題を整理しました。

続きまして、10ページが計画の位置付けと基本理念ということで、こちらは11次総合計画の中の鳥取市地域福祉推進計画、そういったものと各種計画と連携をしながら進めていくということで、基本理念としては、すべての子どもが夢と希望を持って成長できるまちとっとり、基本目標として、これは前期計画からの継続であります。鳥取市の未来を担う子どもが家庭の経済状況に関わらず、自分らしく豊かで幸せな生き方をみいだしていく力を育むこと、こういった目標を掲げながら進めてまいります。

11 ページ（4）の施策の体系ですが、こちらにも12月に御説明させていただきましたが、施策の柱、4つの柱を据えております。施策の柱1が学ぶ意欲を育む環境づくりということで、右の1、2、3番を掲げております。施策の柱2としては健やかに暮らす基盤づくりということで、右側の1、2、3、4、5と掲載をさせていただいております。施策の柱3、安定した暮らしを築く環境づくりということで、右側の1と2ですね。施策の柱4が暮らしを支える経済的支援とネットワークづくりということで、右側の1、2、3を掲載させていただいております。はい。

（5）の、施策の展開の具体的な取組のところに入りますが、施策の柱1の施策の2のところにあります。子ども第3の居場所事業ですとか、12ページはぐっていただきまして、施策3の家庭の教育力向上のための支援のところの真ん中ほど、施策2、子育ての包括支援のところにあります。ヤングケアラーの支援など、審議項目を11項目と、もう1つは地域食堂のネットワークづくり、12ページの下のほうです。施策5の地域食堂の拡充のところにも地域食堂のネットワークづくりなどですね、拡充項目3つということで掲げております。全ての子どもが夢と希望を持って成長できるためには、困難を抱える子どもや家庭を早期に発見して支援につながるということが重要でありますということで、施策の柱4ですね、こちら13ページになりますが、暮らしを支える経済的支援とネットワークづくりというのを掲げまして、早期発見の体制とネットワークづくりとして、新規項目として4つを明確化したものでございます。

はぐっていただきまして14ページになります。計画の推進体制として庁内の推進体制、地域における推進体制、また、計画の進捗評価をする進行管理につきましての記載をしております。

最後ですが、6の数値目標の設定であります。こちらには6つ掲げております。1つ目の「子育てしやすい環境」と思う市民の割合、こちらは11次総合計画にも掲げている数値目標になります。令和7年度65%にと書いております。それと2番、「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合、「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合、それぞれ右に90%、80%というような目標を掲げております。それと3つ目に不登校児童生徒が学校以外の地域人材や関係諸機関等の支援につながっている割合ということで、目標を83.5%、こちら2番と3番は教育振興基本計画のほうにも目標として掲載をされております。あと、4番の地域食堂の設置か所数、こちらは現在18か所ありまして、目標値も18か所以上となっておりますけれども、こちらは米印1にありますとおり、18か所以上ですが、各中学校区内に1か所以上できたらなということで目標を掲げております。5つ目に生活保護世帯の子どもの中学校卒業時の進路決定率ということで、こちらは95%の目標を掲げております。最後に6つ目の生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率、こちらは100%という目標数値を設定しております。

最後になりますが、この計画ですが、国、県、市それぞれの役割がある中で、本計画は児童福祉分野のみならず、教育や商工労働分野など様々な分野にわたっておりまして、町内庁内の関係部署や関係機関が連携をしまして、NPOやボランティア団体、地域住民との協働によりまして、あらゆる主体が横断的に取り組むことが重要と考えております。第1期の取組を継承して充実、強化を図るとともに、鳥取市子どもの未来応援地域協議会や要保護児童対策地域協議会などの支援に関わる関係機関のネットワークの強化を図ることで、さらなる取組の充実を

進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい。御説明いただきました。委員の皆様、質疑あるいは御意見等ございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** はい。すみません。地域食堂についてですけど、最後の14ページの目標数値があったりして、米印がついて、中学校区1か所ということですけども、現在1中学校区に複数こども食堂等があったりして、中学校区に1ですと数が合わなくなると思うんですが、残り何地区ぐらい食堂がないとかのほう分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、その辺、もし数字が分かれば教えていただけますか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。すみません。残り何か所に設置がないのかっていうのはちょっと今現在、把握をしておりますので、また、確認をさせていただきたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。13ページの柱の4の、施策の1の遠距離通学費助成制度、これ、ただ、前からある距離があつて金額も変わらずにただここに載ってきただけでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** こども家庭課の山下です。はい。今までも事業としては実施をしておりますけども、この計画に掲載されてなかったものですから、パブコメの結果を受けてこちらのほうに明記をさせていただいたと、明確化させていただいたということになります。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。分かりました。ついでにいいですか、これ、今後その距離云々の見直し云々はされる予定でしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** こども家庭課の山下です。個別具体の施策につきましては、それぞれの担当部署がありますので、そちらの担当部署で検討をしていただいて、先ほどのPDCAサイクルということで、年に必ずそういった、こういった事業をされたか、改善を加えたかっていうようなことを集まって庁内連絡会なり、連絡協議会の中でそういったものを話をさせていただくというようなことで、進捗を図っていこうかというふうに考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 部長よろしいですか。何か、いい。はい。そのほか委員の方、ございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** 今の通学補助金についてですけど、以前、この質問をしたときに教育長のほうが答弁されて、それで、学校の規定で何キロか離れたとかあったりしたんですが、そういう規定が教育長のほうから答弁があったりすると、ここのこの制度の規定というものはどちらで決められるのか。健康こども部のほうでそういう通学補助金制度というものをどこまで決め

られるのか、教育委員会との関係を教えてもらえますか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課山下です。先ほど申しあげましたように個別具体の政策についてはそれぞれ担当部署で検討するということになりますので、この遠距離通学補助金制度につきましては、担当課は教育委員会の学校保健給食課のほうになりますので、そちらのほうで御検討されることになろうかと思えます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。そのほかございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** 14ページのところの小学校進学時の生活保護世帯の決定率っていうのが、これがバーのままになっているんですけども、これは現状ではそういう統計を取ってないからバーのままになってるんですか。それとも理由があつてでの話でしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。そちらの数値目標のことにつきましてですが、第1期の計画のほうにつきましては、生活保護世帯の子どもの高校進学率ということになっておりました。それで、この数値目標を設定するに当たって庁内で検討をさせていただいたんですが、高校にあえて進学していない、しないという選択をされる方もいますし、母数の対象者数が少ないので、1名、じゃあ、その数値が変わるだけでかなりの数値がどんと上がったり下がったりするということで、この数値目標に上げるのは高校進学率よりもむしろ進路決定率ということで設定をさせていただいたほうが適切ではないかということでこのような数値目標にさせていただいております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ということは、だから1期のときには、要するにその基準ではなかったということですよ。だから、ここに出てくる進路決定率っていうのは出ないっていうことでもいいんですよ。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。はい。おっしゃるとおり、1期の計画とは多少ちょっと設定が変えてありますので、こちらはバーでの記載ということになっております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。金田委員。

◆**金田靖典委員** 貧困対策でね、計画だつていうことであつて、いや、もっとグローバルな意味で鳥取市の場合、未来応援やるんだということだったもんですから、どう位置づけられていくのかなと思ってたんですけども、かなりいろいろなところに貧困対策の問題が刷り込まれて課題に上げられてるんだなと思ひながら見させてもらいました。これからこれ、絵に描いた餅じゃいけないわけで、実際にどうやっていくのかっていうのがこれから求められるんで、その都度、こういうものをベースにしながら、また検討させていただければと思います。以上です。意見でいいです。

◆**棕田昇一委員長** そのほかいかがですか。よろしいですか。ちょっと私から1点。今の14ページの今議論になってるところの表現の問題なんですけど、5番のところは中学校卒業時の、とあ

りますね。それで、6番は高校卒業後の、とありますね。これは何か意味の違いがあるんでしょうか、たまたまこの表現にしているということでしょうか。山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。特にここは意味があつてこういう表現にしたのかどうか、ちょっと今ではちょっとお答えできないので、再度ちょっと事務局で確認をさせていただいた上で、必要であれば同じ表現に直させていただきたいと思えます。以上です。

◆棕田昇一委員長 はい。分かりました。そのほかよろしいですか。はい。では、本件につきましては以上とします。

それでは福祉保健委員会を一旦終了して予算審査特別委員会福祉保健分科会に切り替えますが、トイレ休憩等よろしいですか。このままじゃあ、続けて。もし必要な方は随時トイレはしていただくということで。じゃあ、切り替えてこのまま進行させていただきます。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後3時43分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後4時12分 再開

【その他】

令和4年度福祉保健委員会視察について

◆棕田昇一委員長 それでは福祉保健委員会を再開します。その他の令和4年度福祉保健委員会視察についてに入ります。2月10日の代表者会議において新型コロナウイルスに対する議会としての対応を協議いたしました。その中で、常任委員会及び議会運営委員会の視察についても協議した結果、視察を当面見合わせる方向で各委員会に諮っていただきたいという話になりました。これを受けて福祉保健委員会としては、当面の間、視察を見合わせることにしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆棕田昇一委員長 はい、ありがとうございます。それでは見合わせることにします。なお、今後については時期を見て改めて協議いたしますので、またよろしく願いをいたします。そのほか委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。はい。では、以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。

午後4時13分 閉会

令和4年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和4年2月24日（木）
10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第39号 令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算（第3号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・議案第53号 鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

【予算審査分：説明】

- ・議案第22号 令和4年度鳥取市病院事業会計予算

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 23 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 15 号）【所管に属する部分】

- ・ 議案第 26 号 令和 3 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）

- ・ 議案第 27 号 令和 3 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）

- ・ 議案第 30 号 令和 3 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 4 号）

- ・ 議案第 34 号 令和 3 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 2 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・ 議案第 47 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

3 請願・陳情【質疑・討論・採決】**<陳情（新規）>**

- ・ 令和 4 年陳情第 2 号 「鳥取市特別医療費助成条例」の抜本的な改善を求める陳情

4 その他の報告

- ・ 鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて（地域福祉課）

【予算審査分：説明】

- ・ 議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・ 議案第 8 号 令和 4 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- ・ 議案第 9 号 令和 4 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算
- ・ 議案第 12 号 令和 4 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- ・ 議案第 16 号 令和 4 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

-----《福祉保健委員会》-----

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 23 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 15 号）【所管に属する部分】

- ・ 議案第 36 号 令和 3 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・ 議案第 46 号 鳥取市保育所条例の一部改正について

- ・ 議案第 60 号 財産の無償譲渡について

3 その他の報告

- ・ 令和 4 年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）について（生活安全課）

- ・ 保育園の施設整備に係るサウンディング型市場調査の実施について（こども家庭課）

- ・ 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について（こども家庭課）

- ・ 第 2 期鳥取市子どもの未来応援計画について（こども家庭課）

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：説明】

- ・ 議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- ・ 議案第 18 号 令和 4 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

その他

- ・令和4年度福祉保健委員会視察について